

第六十五回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第六号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)
午後一時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長	米田 正文君
理事	源田 実君 長谷川 仁君 松井 誠君 渋谷 邦彦君
委員	河口 陽一君 大松 博文君 増田 盛君 山本 利壽君 山本茂一郎君 喜屋武眞榮君
國務大臣	山中 貞則君
政府委員	沖繩・北方対策 庁長官 岡部 秀一君 沖繩・北方対策 庁総務部長 岡田 純夫君 沖繩・北方対策 庁調整部長 田辺 博通君
事務局制	常任委員会専門 員 小倉 満君
説明員	大蔵大臣官房審 議官 平井 勉郎君 大蔵省関税局関 税参事官 白鳥 正人君

○沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関

する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(当面の沖繩問題に関する件)

○委員長(米田正文君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する政府側の説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願います。

○松井誠君 きわめて事務的なことを二、三お尋ねをしたいと思うのですが、最初に、沖繩の貨物取扱人法による貨物取扱人というものと貨物取扱人の資格を有する者との関係ですね。本土の法律の通関業法で通関士と通関業者ですか、それからもう一つ、あるのかないのかわかりませんけれども、通関士の試験に受かった者が当然通関士になるなら問題ありませんが、何がしかの手続を経て初めて通関士になるものとするれば、通関士の試験に合格した者と通関業者、この関係をちよつと御説明をお願いしたい。

○政府委員(岡部秀一君) 沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者、この中には二種類あります。試験に合格をしてある者五十一名、それから試験合格者でなくても税務局長が認定をしてある者九十六名、合わせて百四十七名、これが税関貨物取扱人となる資格を有してある者でございます。そうしてこの大蔵省令で定める講習課程を終えた者を本土のほうの通関士に認める、こういうことでございます。通関士の資格を持っている者が通関業を行なうという人はいるわけでござい

ますし、別に通関士でない人が通関の仕事をすることもできる。この通関業者の人たちは、五大港におきましては通関士を必ず使わなくてはならない、置かなくてはならない、こういう規定がございます。そのような仕組みになっております。

○松井誠君 私のお聞きしたのは、沖繩の法律で資格を有する者と、取扱人あるいは取扱業者ですか——法文には「取扱人」というようですが——それとの関係、それから、やはりいまちよつと見ましたら、通関士と通関士となる資格を有する者との関係はまた違うんですね。通関士の資格は持っているけれども通関士でもない人もあり得るわけです。それから、沖繩の場合でも取扱人となり得る資格はあっても取扱人ではないという人もあるわけです。もう一つ、通関士ではないけれども通関業者であり得る場合もあるし、そういうことで関係をお聞きしたい。

○政府委員(岡部秀一君) 税関貨物取扱人たる資格を有する者以外でも、なお、税関経歴が十年以上たつておつて、その人たちは認定を受けていない。受ければ「資格を有する者」になります。認定を受けていないというものがもう一群でございます。

それから、通関士の資格を持つておる人と、それから通関士の資格を持つておらなくても通関業務を行なうということがござる者がございます。その通関業を行なう人は、自分で資格を持つていないけれども、その業務をやる場合には、通関士を雇つて、その仕事をさせるという者を必ず置かななくてはならないということになっております。

○松井誠君 私の聞いていたのはそういう意味ではなくて、私のほうから申し上げますけれども、沖繩の場合に、取扱人の資格を持つておる人は、許可を得れば取扱人となることのできる。取扱人の資格を持つておつても許可がなければ取扱人とはなり得ない。そういう関係を聞いておるわけです。そこで、日本の場合には通関士の試験を受けたただけでどうも通関士ではなさそうなので、通関士の試験を受けた人は、通関士の資格を有する人なんだ、通関士ではないわけですね。そういう場合に一体どうすれば通関士になれるのかというのを聞きたいと思ひます。

○説明員(白鳥正人君) 通関士と通関業との区別でございますが、沖繩の場合には税関貨物取扱人と税関貨物取扱人の業務というものはこれは同じものになっておりますが、本土の場合には通関士と通関業者というものは別のカテゴリーになっております。通関業者は通関士を一人使えば五大港においては営業をすることが出来ます。「通関士の資格を有する者」と通関士そのものとの違いの御質問かと思ひますが、これにつきまして「通関士の資格を有する者」と申しますのは、通関士の試験を受けて合格した者が「通関士の資格を有する者」になるわけでございます。この合格したことを確認を受けなければならぬ通関士になるわけでございまして、まあ、確認という行為が間に入るわけでございまして、事実上同じものとお考えただいてよろしいかと思ひます。

○松井誠君 それでわかりました。

○政府委員(岡田純夫君) 現在沖繩では税関貨物取扱人でございしますが、その資格を持つてお

ります者は、試験合格者とそれから主税局長の認定した者と合計いたしました百四十七人あります。一方、そういう税関貨物取扱人を含む企業がございまして、その従業員のトータルは三百十二人でございます。

○松井誠君 従業員のトータルというのは、取扱人の数ではなくて取扱人の従業員の数ですね。私の聞きたいのは取扱人の数です。

○政府委員（岡田純夫君） いま申し上げました従業員を含みます企業が業者でございまして、業態と申しますか、それが三十二が税関貨物取扱人業者の数でございます。

○松井誠君 それから本土の場合の通関士の数と通関業者の数。

○説明員（白鳥正人君） 昨年の十一月一日現在の数字でございますが、通関業者の数は全国で七百六十一業者でございます。これに対して、この中で従事しております通関士試験に合格した者が二千二十六人ございまして、その合格者の中で従事している者が千五百十三名でございます。

○松井誠君 この年度の法律は、沖縄で取扱人をやっている人が日本の通関業者になれるということでは全然ないですね。

○政府委員（岡田純夫君） 「大蔵省令で定める講習の課程を終了したもの」にその通関士の資格を与えるということにいたそうとするものでございます。

○松井誠君 どうも私の質問をよくお聞きになっていない。私の聞くのは、沖縄の取扱人が日本の通関業者になれるという規定とは全然違うのですね、ということですか。

○政府委員（岡田純夫君） 違います。

○松井誠君 そうしますと、沖縄の取扱人が通関業者になる方法というのは、特別法というのは全然なくて、全く日本のこの法律でやるということになるわけですね。

○政府委員（岡田純夫君） さようでございます。○松井誠君 その沖縄の法律ですと、取扱人になるためには必ずその取扱人の有資格者が要るわけ

ですね。ところが、日本の場合には、通関士の全然いない通関業者というものが規定のようなんです。そういうふうな理解していいですか。

○説明員（白鳥正人君） 五大港地区におきましては、通関業者は少なくとも一人は通関士を使っているわけじゃない、しかしながら、それ以外の港におきましては、通関士がいなくても通関業務を営むことができることになっております。

○松井誠君 それで、沖縄の場合には、その取扱人の資格を有する者がいなければ取扱人の許可はおりないのですか。

○政府委員（岡田純夫君） 許可の要件といたしまして、税関貨物取扱人の資格を有する者を役員ないしは使用人として置く業者であること、かつまた、十分なそういう営業をやる能力のある者となつておりました。したがって、そういうふうな者を置かなければならないということになっております。

○松井誠君 そういう意味で、日本本土と沖縄との制度はちよつと違うわけですが、その違いは一体どこから来たのか。通関業者というものは通関士が全然なくても通関業ができることすれば、通関士というこの試験制度を設けた意味がちよつとわからなくなるものですか、それでお聞きをします。

○説明員（白鳥正人君） 本土におきましては、通関士という資格を特に設けて、五大港においてはこの通関士を置かなければならないとしております。これは、五大港におきましては非常に貨物の種類も多く、専門的な知識が必要である。一方、それ以外の港におきましては、非常に貨物の種類も少のうございまして、地方の港に行きますと、木材港だけというふうなものもございまして、そういうところにおきましては、ある程度の知識さえあれば、特に通関士という資格まで持たなくても通関業を営むことを認めても差しつかえな

かろうというところで、本土の制度におきましては特に通関士の資格を要するところを限定しているわけでございます。沖縄におきましては、この沖

縄の通関業法と申しますのは本土の通関士法の前の形態でありまして、本土でも通関士法の前に税関貨物取扱人という形をとっておりまして、その古い形の残りでございます。若く本土の扱いとは異なっておりますが、実態はそういうようなこととございまして、沖縄が本土に復帰いたしますと、やはり本土の法令が適用されますと、沖縄においても、五大港からはずれますので、通関士の資格がなくても通関業務が営める。そういう意味では本土のほう扱いがゆるくなっているというふうに考えていただいてよろしいのではないかと思います。

○松井誠君 本土に復帰をしたあとこの通関業法が沖縄にも施行されるようになりますと、いままでこの取扱人であった人が通関業者に当然なるのではなくて、この通関業法による許可が要るわけですね。

○説明員（白鳥正人君） 必要でございます。

○松井誠君 そうしますと、いままで取扱人をやっておったけれども、新たに通関業法による許可が要る。逆に、いままでは取扱人を必ず置かなければならなかったけれども、今度は通関士という者がいなくても通関業を許可があればやること

ができる。そういう形になると理解していいですね。

○説明員（白鳥正人君） そのとおりでございます。復帰後はもう通関士を置かなくてもできるということになっていくわけでございます。

○松井誠君 ところが、本土の場合に五大港というのは法律の規定ですか。政令が何かですか。

○説明員（白鳥正人君） 政令の規定でございます。

いう国際的な色彩の港にはできるだけやつぱり通関士を置いたほうが通関業務を円滑に行なえるということになると思うんですけども、五大港という以外には、いまのところ、別に広めるという、そういう方向というものはないですか。

○説明員（平井通郎君） 現在のところ、五大港とその他の港を比べると、かなり事業量等において差がございますので、さしあたり五大港以外に直ちにこの地域を広げる考えはございません。

○渋谷邦彦君 今度の改正内容を見ますと、「通関業務が大幅に減少することが見込まれるに至った」と、こういうことが一つの要素になっているようにありますが、この背景はどうなんでしょうか。

○国務大臣（山中貞則君） これはまあ提案理由でそう書きましたけれども、実際は、沖縄が復帰すれば、本土との間の貿易が大部分ですから、そうなることはわかり切つていたわけです。結局、まあ私どものほうに全部責任があるわけですけれども、各省に依頼をして、どういう特例措置や免許試験等を事前に行なっておかなければならない種類があるかの総集計をやつて、実は測量士とこの二つがそれぞれ漏れていたということが掛け値のない正直な話でございます。しかしながら、実際にはほとんどの貿易という立場の取り扱いはなく

なるというところは現実でございますから、そのように表現をしておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 そこで貿易港としての資格というよりも条件がなくなるというお話でございますけれども、将来この沖縄の置かれた位置というものを考えてみた場合に、やはり国際港として、産業の発展の上からそういう規模に移しかえていく必要があるのではないだろうか。那覇空港の問題も当然ございしますが、那覇に、あるいはその他の地域でもけっこうだと私思うのでございしますが、すでにフリーゾーン構想を意図されている長官としては、何らかの形で、海外貿易というものを活性化させるためにも、沖縄はやはり本土に準じた重要な位置に置かれていのではないだろうか。

うか、そういうことから、今後、横浜とかあるいは神戸とか、そういう規模に至らないまでも、それに準じたような港の開発というものは考えられないのか。考えられれば、当然この通関士の問題がまたクローズアップされてくるだろう、こういうふうに考えるのですが、その点いかがですか。

○説明員 平井通郎君 現在五大港地域に限って通関士制度を義務づけております趣旨は、これらの地域で非常に関業者における事務量が大きいというように実態でございます。現在の状況では、沖縄地区の貿易量の割合が本土との業務でございますので、さしあたりの問題としては、沖縄地区において本土復帰の後にはそれに匹敵するような大きな事務量が残りというふうには考えられませんが、ただ将来の問題として、沖縄地区における港の開発その他によりまして、本土の南の玄関としての港における貿易量がふえてまいりますれば、当然そういうことも考える段階が来ることを期待するものでございますが、さしあたりは直ちに通関士制度を義務づけるようなところまではいくまいというふうに考えているわけでございます。

○渋谷邦彦君 長官、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) この通関士の資格付与に関する問題は、復帰した後、通関士の資格を持つておられる方々で本土等においてその業務を営みたいという方にそういう資格を与えておきたいということの配慮でございます。したがって、沖縄における通関士の問題とは若干別個の問題として、貿易量のほとんど激減と申しますか、ほとんど残らないという貿易事情が新しく発生するわけでございますから、それに対して通関を業とする人々の問題と、また、通関士の人々と別の問題としても一つの問題が提起されておるわけであります。したがって、今後沖縄は、私としては南における日本の足場ということで、フリーゾーン等の設計を行ないながら、やはり相当いんしんをきわめる港もできるようにせしめなければならぬというふうに考えておるわけであります。であります。

すが、いままです通関士を必ず置かなければならない港というのには、ちよつと現在的那覇港あるいは安謝新港等についてもまだ未完成でもありますが、それだけの規模では、現在のところ、沖縄において通関士を必要とするという状態にはならないのではないかと考えております。

○渋谷邦彦君 おつしやられるとおり、当面の問題としては、その必要性というものは、先ほどの政府委員の答弁等を通じてもそれは理解できます。私が伺ったのは、やはりこれからの沖縄の開発を含めて、貿易港としてのそういう役割りというものが考えられますだけに、それに関連いたしましてお尋ねをしたわけであります。どうなんでしょうか。いままですこれら対象となつてゐる人が相当減ることが予測されるのでありますけれども、一つには、ここでも述べられておりますように、本土において通関士の仕事をしたいという人に対する特例措置として今回そういう資格を与える、こういうことになるわけであります。けれども、それを希望しない向きについては、どういうふうな考え方をいまお持ちになつていらつしやいますか、救済措置として。

○国務大臣(山中貞則君) 必ずしも救済措置の問題と関係ありませんで、通関士の資格を取つても、これが本土のどつかの港で通関業務を行なうということではなければ収入を得る道はなくなるわけでありまして、やはり現地において通関業に携わる人々の生活という問題の中でとらえていくべき問題ではなからうか。現に沖縄からは、本土復帰に伴つて大幅に貿易量の減少に伴う通関業の方々の生活権の問題として、要求としては補償の問題が出ておるくらいでございます。

○渋谷邦彦君 この要綱にもまた関連するわけでございまして、通関業従事者との間で転職の問題が取り上げられ、こういう具体的には業務事項だろうと私は思うのですけれども、こういう転職の希望に対しての措置というものは、これは通関業務に限つた問題ではないと思ひます。まあ、ほかにもいろいろあるわけですから、具体的にこの

した問題がもうそろそろ頭をもたげてきた——というよりか、もう急速にやばり転職であるとか、あるいは役所につとめておられる人々であれば配置転換とか、総合的に考えるべきいろいろの問題があると思ひますが、しかしながら、いまこの点だけに限つていつた場合、転職の希望というものはどういふことで要望があるのか、また、どういふ方面の要望があつたか、政府としてはこの要望を充たしてあげるためにはどのような対策を現在考えておいでになるか。

○国務大臣(山中貞則君) 具体的にどういふ職業に転じたいという者は出てきておりません。ほとんども通関業が営めなくなるということに伴つて、本土政府側において、沖縄側の要求する条件としては補償を考へてもらいたい。これに類するものとしては、たばこの輸入業に携わる人々、これは輸入はできませんが、いまの現地のように直接販売できないという、本土と同じような制約下に置かれますから、そういうもの、あるいは自動車の車検業務を行なつておる民間の企業、これは昨年の法改正によりまして本土のほうでも民間に業務委託をするということになりましたので、沖縄では原則として現在の民間のたしか六社でございますが、それらの方々が引き続き車検業務を国の営む業務として行なつていくということでおおむね解決するだろうと思ひますが、その種類の問題であるろうと考えます。

○渋谷邦彦君 逐次こうして本土並みの免許資格というものが、あるいは特例措置によつて与えられつつある。これは当然の成り行きだろうと私は思ひますが、たしか私の記憶に残つてゐる問題としては、二、三こうした特例に準じられないような問題点がまだ残されておる。これが、もう復帰の時点も刻一刻迫つておる実情にかんがみて、はたして整理ができるものなのかどうなのか。あるいは、その復帰後においていま懸案になつてゐる問題の解決をされるおつもりなのか。いまだどういふものがあつて残つておるのか。この点について長官の考え方を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これはいろいろ分ける方がありますが、沖縄に本土と同じ制度がないものとしては、不動産鑑定士、海事代理士、熱管理士、齒科技工士。資格に内容の差があるもの。医師、齒科医師、診療エックス線技師、衛生検査技師、家畜人工授精師等。制度の発足が新しく、したがつて実績に乏しいものとして、准看護婦、職業訓練指導員、技能検定等であります。

それから、免許資格がその性質上他の場所でも用いられないものとしては、水先人というものがあつて、それから、身分上公務員であるため公務員の引き継ぎとして検討されるべき範囲のものは、農林水産業専門技術員、農業改良研究員、農林水産業改良普及員というものでございますが、ほとんど大抵第一次案で措置済みでございますし、さらに残りは近く決定する第二次要綱できめていくというものでございます。

○渋谷邦彦君 そういたしますと、本土と全く性格の異なるものが残されたということで、ほとんど整理がついて、まさしくこの面についての懸案というものは解消している、また解消の方向に向かつて進んでいる、このように理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) 今回の通関士、測量士の場合に、私としては取り残しがあつたことをはなはだ遺憾に思ひまして、各省に対して、まさかほかに取り残しはないだろうなというところで徹底して点検いたしましたので、もうないと思ひますが、しかし、絶対ないと言つてまた間違ひがあるといけませんけれども、現在の点検の段階では、ほぼ全部何らかの措置をすることになると思つていただいてつてくださうと思ひます。

○渋谷邦彦君 こうした免許資格という問題については、沖縄県民の方々が異常なくらい関心が強いだろうと思ひます。ほんとうに本土並みになるだろうか、その一まつ不安は、まだなつて

みないといわれない等々のいろんなそういう不安がないとは言えない。しかし、こうした案件を整理され法律案としてまとめられる段階に至るまでは、長官がかねがね言われておりますように、県民の意向というものを十分そんたくした上でそうして結論を出していきたい。おそろくはそうした方向にのっとってこうしたものがまとめられたであろうと思えますけれども、こうした中身についての県民の意向というものは不満がないのかどうなのだろうか——不満がないだろうと私は思いたいのでありますが——十分そういう点を尊重されて今回おきめになったかどうか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん不満はこれらの問題についてはございません。ただし、復帰対策要綱で定められたもののまだ法律になっていないものでありますから、若干その点でその後どうなっただろうという御心配のあることも承知いたしております。したがって、今第二次対策要綱でも、残った問題等をすみやかに現地で詰めて全貌を対策要綱として明らかにすると同時に、沖繩国会に向けてすみやかに法律化して、法律としてそれぞれの人が自分たちの職務、権限、身分というものを確認されるような措置をすみやかに周知徹底させる方法をとりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 この法律につきましては、たゞいまお二人の質疑の中で、私がお聞きしようと思っておったことの大部分が重複いたしておりますので、それは避けたいと思っておりますから、基本的には、この「本土並み」という立場から、二十五年の断層がある中でいろんな形で問題が起こり、そしてまたその裏づけの沖繩なりに権限等ができたわけでありまして、それが復帰がいよいよ近づいてきますという、先ほど米田君がおりますように、一体どうなるんだらうかという、こういう不安が一ぱいあるわけでありまして、それに対して、私たちは特に沖繩の立場から「本土並み」ということについては、まず第一には、そのまゝ無条件に何もかも本土並み、こういうことに對しては、個々の問題に照らしました場合に、必ずし

も無条件で手放して本土並みを肯定するわけにはいかない面もあるわけでありまして。その場合に特に私たちが要望したい一つは、既得権を剝奪しないように、既得権の侵害にならないように、こういうことが一つ。二つには、それぞれの立場が不利にならないように、本土並みに適用されたために不利にならないように、こういうことを強く感じるわけですね。また、本土のものと沖繩のものと比較して、むしろ沖繩のものが条文によつては有利である、その権利を守られておる。こういう面もあるわけでありまして。その場合に、有利なものはそのまゝ沖繩のものを吸い上げていたいただきたい、こういう考え方を持っております。また、かみ合わないものについては、ぜひ暫定措置をとつて、有利になる方向でかみ合わせていたいただきたい。さらに、不利になるものに対しては特別措置をもつてぜひそれを守つていただきたい、生かしていただきたい。こういう態度を持つておるわけでありまして。そういう考え方に立つて、今度のこの法案はいわゆる暫定措置法によるものであるわけですが、この中身は、結論としては、沖繩側としますと、非常に今日まで強い要望があるその一つであります。それにこたえてくださったものとして喜んでおるわけでございます。そこで、この問題は、そういう資格を暫定措置で与えられたとしても、それがはたしてどのように自分の将来に向かつて有利になるか。それが生かされていくと、こういうことに望みがなければ、これは無用の長物としかなりません。資格持つて悪いということはないと思ひますが、これが十分に生かされて初めて意義があるわけですね。そういう点から、通関士の資格を得た場合に、それを必要とする貿易港ですか、貿易港の基準があるでありますか。お尋ねします。

○説明員(平井通郎君) 先ほどちよつと御説明申し上げましたように、現在通関業務について通関士を必要とするというふうに法律的に義務づけておりますのは、京浜港、名古屋港、並びに京阪神港、北九州の関門港等々のいわゆる五大港地域

といわれているところでございます。したがって、現在の段階では、本土におきましてはこの程度の港に限られて通関士の設置を義務づけておるわけでございますが、将来の方向といたしましては、本土におきましては通関業務の適正化をはかるためにできるだけ通関士を設置するように、こういう方向で行政指導もいたしてあります。ただ、法律的な義務づけに至るまではまだ相当の年月を要するのではないかと考えておる次第でございます。沖繩の場合に目を向けますと、先ほど申し上げましたように、さしあたりの状況としては、本土復帰直後において通関士の設置を義務づけるほどの業務量にはなかなかならないかと存じますが、将来の発展によりましてそういう事態ができるだけ早く来ることを望んでおるものでございまして、かたがた、本土におきまして通関士設置がもつと広がっていくような事態でございすれば、それが加速されるということにもなるうかと思ひます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、現状におきましては、復帰時点、あるいはこの資格をどうしても生かしていきたいという強い要望がそれぞれの該当者にはあると思ひますが、沖繩は逆に今度は大幅に減少する、こういうことになりまして、沖繩は将来国際港に、というわれわれは希望を持つておるわけですが、さしあたり、その資格を獲得すれば本土に進出をしてそれを生かしていきたい、こういう希望が強くなると思ひます。その場合に、沖繩からの進出に対して優先的に配慮してもらふ、こういうことの可能性はあるでありますし、うか、どうでしょうか。

○説明員(平井通郎君) 今度の通関業務法の施行に関連いたしまして審議会が設けられておりまして、この法案の提出にあたりましては、事前にそういうところでも協議をいたしておりますが、その際にも、通関業界とも各地区で話し合いをいたしまして、できるだけ沖繩地区において通関士の資格をお取りになった方が本土で就職する機会が多いようにごあつせんを申し上げたいということ

を業界としても考えているようでございますし、私どももそれを推進してまいりたいと考えている次第でございます。

○喜屋武眞榮君 要望になりまするが、このような御配慮で立案されたものでありますので、これがたゞ形式的に終わらずに、ほんとうに中身を持つて、そして個々の資格者に対して希望を与えてもらふ、その道をぜひひとつ開いていただきたい。そして初めてこの御配慮の意義があるものでありますので、それを一つ御要望申し上げます。私の質問を終わります。

○委員長(米田正文君) 答弁要りませんか。いまの要望に対して答弁は要りませんか。

○説明員(平井通郎君) 御趣旨の点、まことに私も同感でございます。極力そういう方向で努力をいたしたいと考えております。

○委員長(米田正文君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(米田正文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(米田正文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(米田正文君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(米田正文君) 次に、沖縄及び北方問題に關しての對策樹立に關する調査を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御發言を願います。

○松井誠君 私は、沖縄における毒ガスの問題だけに限って山中長官にお伺いをいたしたいと思ひます。

この間の委員会で、この第一次撤去の際に、琉球政府の要請で現地に調査をされた東大の田村教授に来ていただいて、いろいろとたいへん示唆に富むお話を伺ったわけです。そういうことに關連していろいろとお尋ねをいたしたのであります。が、いま、御承知のように、第二次の撤去といふか、あるいは最終的な撤去といふか、それをめぐっているいろいろの問題が起きてゐる。これは毒ガスといふものが持つてゐる非常に深刻な性質から来るわけでありまして、そこで、この第一次の撤去の経験、教訓といふものをできるだけ生かして、このあとの處理に資するようにしなければならぬと思ひますが、そういう意味でお尋ねをいたします。

最初に、この第一次の撤去のときに本土政府からやはり調査団が現地へ行った。しかし、その調査の報告といふものはわれわれには公開をされていらないように思ひますが、それはそのとおりでありますか。

○國務大臣(山中貞則君) 文書によつて発表という形式はとつていないのであります。ただ、田辺君もここに來ておられますが、団長で行きましたけれども、専門家でもありませんし、参考人の御意見を聞かれた皆さまから見れば、むしろ答弁にたえ得るかどうか疑問でありますけれども、第一次の問題についての御質問があればお答えするかと思ひます。

○松井誠君 私がお聞きをしたいのはそういう趣旨ではございません。御承知のように、琉球政府が呼んだ調査団の報告はいち早く発表されました。一般の人の目にもとまつたわけです。そし

て、団としての正式な報告ではないようでありすが、田村教授と小山内という団員の連名の署名のある非常に詳細な調査報告も発表されてゐる。それに反して、本土政府の調査団の報告といふのは、中でのういふ報告があつたか存じませんけれども、われわれの目には触れなかつた。そのことをまず確認をしたい。

○政府委員(田邊博通君) 第一次の毒ガスの撤去作業に立ち会い、かつ、その安全性の確認の調査団の一員に加つた者としてお答えいたします。が、私どもの目的は、マスタードガス百五十トンの輸送をいかに安全にしかも確実に早期に輸送するかといふことにあつたわけでございます。事前十分にその安全性の確認をいたし——これは専門家が調査をしたわけでございますが——その旨を琉球政府、屋良主席に口頭をもつて報告をいたしております。しかし、実際の輸送にあたりましては、私どもは全部その輸送に立ち会ひまして、そして輸送は完了したわけでございます。で、別段文書をもつてその状況を報告するといふことは用意いたしてありません。

○松井誠君 安全かどうかの確認は、あなた方調査団やあるいは琉球政府の首脳部、それが知つておればいいといふものじゃない。むしろ、一番知らなければならぬのは地元の人たちであるはずで、その地元の人たちがそういうことを知る必要があるといふのは、その移送に対して非常に大きな不安を持つてゐるからでしょう。そういう不安といふものをなくするといふことが調査団の仕事であつたとすれば、当然公開をしなければならぬはずだと私は思ふ。ただあなた方が幾ら安全だと思つても、それは住民には通じないわけでしょう。一体、何のために調査に行かれたのか。私は、そういう形式一つとつてみても、非常に疑問に思ひます。そうじゃありませんか。

○國務大臣(山中貞則君) これは琉球政府のほうから、本土政府が、専門家を交えた立ち合ひ人と申しますか、そういうものを派遣してもらひたい、こいう御要望がございましたので、政府の

役人としては防衛庁の専門の制服二名、さらに外交折衝等も必要とするかも知れませんが、外務省の北米一課長並びに私どもの田辺調整部長、そして琉球政府の、こいう方の中からも選んでほしいと言つておりました中の一人である長東大助教授の五名をもつて編成してまいりました。要請されたのも、立ち会つて安全性を確認してほしいといふことでございまして、ただいま田辺君が申しましたように琉球政府に対して申し上げたわけでありまして、一方また、琉球政府としては、私どもに要請された以外に、琉球政府自体で別途自分たちの選んだ、まあ専門家と申しますか、軍事評論家等を委嘱されて、そして別に調査やあるいは打ち合わせ、発表等をしておられるわけでありまして、でありますので、私どもとしても、本土政府側から琉球政府の要望に応じて出した調査団が現地でどのように扱われてゐるのか、現地の住民との話し合ひ等にも参加させてもらつてゐるのか等についてたいへん心配をいたしまして、連絡もつたのであります。それらの話し合ひにも参加させてもらえなかつたといふことがあつてわかつたわけでございます。まあ、そこらの点で少し混乱もございましたわけでありまして、文書でもつて沖縄の県民に調査団が独自で発表するといふ立場で参つたものではございせんし、琉球政府に対して求められたことに對する立ち合ひ人としての報告をいたせばそれで済むものと私も考えておるわけでございます。

○松井誠君 私は、長官ともあろうものが非常に事務的にこいう問題を考へておられるとすれば問題だと思ひます。琉球政府が別の調査団をみづから編成せざるを得なかつたのは、まあ詳しいいきさつは私も存じませんが、おそろくは、こいう本土の調査団に対する不信があつたのではないかと私は思ふ。そしてこの琉球政府の調査団が公開することによつて、とにかく曲がりなりにもこれからあとの安全対策の非常に大きな資料に現実になつてゐる。あのときに、やはり政府の調査団とこの琉球政府の呼んだ調査団との

間に意見の対立、相違があつた。そのことをやはり住民の前に両方明らかにすることによつて私は問題の所在がはつきりするし、そして、われわれとしてとるべき措置が一体何であるかといふことも当然はつきりする、こいう非常にいいチャンスであつたと思ひます。ただ呼ばれたから行つて調査をする、呼ばれたから行つて立ち合ひをするといふようなものではなかつて、ほんとに住民の不安をどうしたらなくしていくのか、そのために具体的な安全対策は何を要求すべきであるのか、こいうことがこのほんとうの目的であつたことは疑ひないのです。当然私は公開をすべきであつたと思ひます。それでなければ説得性が第一あるわけはないじゃないですか。ですから、これは、その公開という一番大事な点を抜いたこの調査のやり方というのは、基本的に不満です。こいう考えはどうでしょう。間違つていませんか。

○國務大臣(山中貞則君) これは間違つてゐないじゃないやなくて、事柄の推移の實際の問題であります。こいうことは、まず、毒ガス撤去に際して第三者を立ち会わせるかどうかといふ問題は外交折衝をやつたわけなんです。当初は非常に壁がかつたのですけれども、本土政府が責任を持つて派遣するからといふことで立ち会ひを認めました。その結果、琉球が独自で呼ばれた人たちが一緒に立ち会ひを認められたといふことでありまして、まずその壁を突破する努力を私どもとしてはしたわけなんです。そして現地に於いて、私たちは琉球の安全性確認等の要請に応じて行つたわけでありまして、それを御報告申し上げて、琉球側の御要請があればその立場を県民に発表することもいたしました。で、さういふ、あるいは、琉球政府がそのまゝ文書等を求められて、琉球政府の発表とするとおっしゃれば、それでもよかつたと思ひますが、本土の調査団の方が住民の方によつて、私たちも確認したからたいじようぶであるといふ現地説得とか、公表による安心感を与えようとか、こいうところまでは私どものほうも琉球側の要請もありませんし、また私どもが立ち入るべき範

囲以外のものである。琉球政府自体が私どもの調査団を最大限に御利用くださればけっこうであるというつもりでやったわけでありまして、決して私どもが琉球の、ことに沖縄の毒ガス撤去のルートに関係のある地域の住民の方々にまず一義的に本土政府が何かしなければならぬという問題の前の、琉球政府という問題をむしろ私どもは尊重したというつもりでおったわけでありまして、いま伺いますと、あるいは琉球政府自体で呼ばれた調査団の方々といたるものが個人的にも集団でもいろいろな場所でのいろいろな見解を発表しておられますことと比べて、公務員の諸君でありますからそういう行為もやっておりますし、あるいはよくいえばじみである、悪くいえば沈黙を守つておるとおとりになったのかなというふうに思いましたので、決して私どもとしては他意があつてそういうことをしているわけではないわけでありまして。

○松井誠君 お尋ねしますが、その調査の結果というのは文書としてまとめるのですか。
○政府委員(田辺博通君) 別に文書としてまとめるはございません。
○松井誠君 私がこのことをよくお尋ねをするのは、やはりできるだけ公開をさせるという、そういう基本的な姿勢を強く持つべきではないか、それがその不安を解消する何よりも欠くべからざる前提条件じゃないか、そういうことを考えないで、安全だ安全だということを幾ら百万べん宣伝したって、これは全く通じない。だから、これからあとの問題として考えるときに、やはりできるだけあらゆる面でこの公開の原則というものを貫くような姿勢を私はとってほしいと思う。それがなければ、この住民に対する説得力なんというものはない。この点はいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 琉球政府のほうで本土の派遣調査団が調査した結果を発表してほしいというところであれば、おそらく現地でも本土の参りました調査団がその発表を断つたというようなことはなかったわけでありまして、現地でそういう御希望があれば従いますし、現地の琉球政府の意向を無視して私どもの政府の調査団というものがかつてな意見や、あるいは集会に出て討論に参加するとかというようなことはやはり慎むべき事柄であると思つておるわけでありまして。
○松井誠君 どうも私の言うことをちよつと誤解をされておるようですが、私はそういう意味で言っているのじゃないのです。つまり、住民に直接会つてそういうことを説得をしるというふうな意味ではない。そうではなくて、あて名は琉球政府でもけっこうですから、あるいは本土政府でもけっこうですから、調査結果というものを公表するということが必要じゃないか、こういう意味です。そして、これからあとも、これは調査結果だけの問題ではございません、いろいろな問題でこの毒ガスの問題に関してはできるだけ資料を公開するという姿勢が基本的に必要ではないかという意味です。

○国務大臣(山中貞則君) そういう意味なら私も賛成でございます。

○松井誠君 そういうことでお伺いをしたいのでありますけれども、私たちがいま唯一の知り得る資料というのは、先ほど申しましたようないわゆる田村調査団の報告書しかございません。それで、その報告書というものを手がかりにしていろいろ実は資料を集めたのでありますけれども、その中に出てくる資料の一つに、最初、あのジョン・ストーン島にきまる前に、オレゴン州に輸送しようかというそのことが問題になったときに、アメリカの国防総省が、どこへ向つてのパンフレットかわかりませんけれども、この沖縄からの毒ガスの輸送について相当詳細なデータを発表しておる。これを見ますと、私はやはりこのアメリカ軍の毒ガスに対する安全性というもののについての考え方に基づいて疑問を持つのであります。特に、ちよつとこの第一次撤去の際に現地のアメリカ軍が発表した安全基準というやつが地元新聞に載つておるのですけれども、それを見ますと、これ、ほとんど安全対策というものは撤去に直接従事をするそ

う人たちに對する安全対策が主であつて、住民に對する安全対策というものは非常に軽んぜられておられます。で、あの撤去のときにアメリカ軍が発表した安全対策というものの一つに、民間に對する災害対策というものが少しある。しかし、これはこういう書き方をしていますね。「各指揮官は民間災害発生の際は、人命、財産への損害を減じ、同計画では人命、財産への損害を減じ、」

「減じ」といふ「人命、財産への損害を減じ、」原因などの証拠となるものを保全するようにする。これはもうどうしたら住民を被害から救うかということじゃなくて、やあ多少の損害はやむを得ないと言わねばかりのいわば姿勢なんですね。で、先ほど私が言いました国防総省のパンフレットも、別にことばばかりのいわば姿勢なんじゃないかと思つておられますけれども、絶対事故を起こすまいというふうなうたてまえたはだいい感じがずれておるのです。それは「化学兵器の輸送に直接関係しない人達に重大な危険を及ぼすような事故、または事件が起り得ることはほとんどあり得ない」という結論に達した。こつちう書き方ですね。安全性に對するこつちう考え方、一体いいのだらうかという基本的な疑問を持つのです。田村先生も言つておりましたけれども、絶対安全ということはあり得ない。それは当然だと思つておる。九十九パーセント安全であつても、一パーセントの事故があれば、それで人間は命を失つてしまふ。そういうものであるとすれば、絶対安全などというものを考へて、安全対策をなさねばならぬということにはあり得ようはずは私はないと思つておる。これはたとへば原子力学者の武谷さんなんかも、原子力に對して絶対安全ということはない、絶対安全ということはないのだから、だから、できる限り安全になるように万全の措置をとる、そういう姿勢をいつまでもとつて続けなければならぬ。田村先生も同じようなことを言つておる。これは爆発物、危険物、したがつて絶対安全ということはない。ところがアメリカ軍は、絶対安全でありますということを盛んに繰り返してゐる。絶

對安全ということがあり得るといふたてまえからは、これだけやつたから絶対安全だ、それでよろしいという態度になつてしまふ。しかし、そうでなくて、一パーセントであつても、五パーセントであつても、とにかく不安があればできるだけの措置をとる。これが、もろに人命が危険にさらされておる、こういう問題でありますから、当然やはりとらなければならぬ姿勢だと思ふ。そういう意味で、アメリカ軍の基本的な考え方、私には不満を持つ。やはりこれからあとも、ほんとうに一〇〇%の安全というものをあくまでも追求していく、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、これは物が物でありますから一〇〇%の安全ということが目的で、完全にそれが達成されなければならぬ事柄だと思つておられます。しかし、私も専門家でありませんし、また、現物について私自身も知り得ない範囲が多いわけでありまして、したがつて、アメリカが資料を公開しているわけでもありませんし、それらの確認の手段等も今後実際の撤去に必要になるうかと思ひますけれども、米側においても、やはり人命の尊重というものを第一に、まず撤去に従事するの米人ですから、米軍人であるはずですから、それらの連中の安全は別だということではないはずでしようし、それらのことについても米側も同じ気持ちで当たつてもらいたいと思ひます。

○松井誠君 御承知のように、この毒ガスというのはアメリカ本土でどうとう拒否をされ、グラベル修正案というやつでいわばアメリカ本土から締め出され、そしてジョン・ストーン島へ行かざるを得なかったというそういう経緯を見ても、これはもう住民の不安というものがいかなほどわかるわけです。また田村先生の話になりますけれども、何かこのGBガスあるいはVXガスというのは、一トン流れても、これは計算の上では、沖縄の県民全部が死んでしまふ、そういうものだといふんです。ですから、いまちよつと長官も言われました

けれども、われわれは資料がない。だとすれば、資料をもらって、ひとつ公開をさせる要求をする。そういうところから安全対策のいわばイロハが始まっていかなきゃならぬ。そういう意味で、一体、いま沖縄にあるといわれる毒ガス、撤去されるという毒ガスはどういう毒ガスがどれくらいあるのか。そのことも正確な資料としてはわれわれは持っていないわけでしょう。

○政府委員(田辺博通君) 先般の第一回の輸送にあたりまして米側が発表しましたのは、沖縄にある毒ガスの全量は約一万二千トン、その中にはVX、GB、HDという種類のものがあるというところを発表しておりますが、その内訳はそれぞれが幾らあるというところはわかっておりません。

○松井誠君 先ほど私が申し上げました国防総省のパンフレットというのを見ても、種類は三種類しか書いてないようでありまして。しかし、その量は必ずしもわかりません。いまあなたが言われた一万二千トンというものは、普通いわれておるのは一万三千トンではございませんか。その一万三千トンであるとして、それが一体何の量なのか。ガスだけの量なのか、いわば兵器の重さを含めてのものなのか。そういうことははっきりしないんじゃないですか。

○政府委員(田辺博通君) 失礼いたしました。先ほどの一万二千トンと申しましたのは訂正させていただきます。約一万三千トンとなっております。それからそのトン数、重量が容器を込めたものか、中身だけかという問題でございますが、これは直接は説明いたしておりましたが、前回百五十トンというのを輸送いたしましたときに、この百五十トンというのは中身であるということがはっきりいたしました。したがって、これは推測でございますけれども、前に発表しました一万三千トンのうち百五十トンを第一回に輸送するんだと言っているところから見ますと、一万三千トンというのは中身の問題であらうというぐあいに推測をいたしております。

○松井誠君 あなたもしろうとだそうだからやむ

を得ませんけれども、しかし、さっき言いましたこの国防総省のパンフレットには、ガスだけのものがある、つまり、兵器に詰められていないガスだけのものがある、そういうことを書いてあるんですよ。そして、そのガス、それは兵器とは書いてありません。「容器詰めの化学薬剤」と書いてあります。そして、その化学薬剤を最も近代的で最も安全な容器に移したと、そういう措置を搬出の前にアメリカはやっておるんですよ。それで、そのことと、先ほど百五十トンは中身と言いましたけれども、中身ではないでしょう、これは。

○政府委員(田辺博通君) ちよつとつかり間違ひましてたいへん済みません。百五十トンは容器込みのものでございます。したがって、先ほど申しましたのは、推測からいいますと、容器込みの数量であらうと思います。

○松井誠君 田村報告では百五十トンの約一割の十五トン、それがおそろくガスの量だろう、その調子でいけば、一万三千トンは千三百トンのガスの量だろうということになるかもしれない。しかし、私のいま言ったように、全部が兵器に詰められていないのではない。ガスのままの、いわば兵器に詰められていない、ほかの容器に入っているガスがあるんです。それから、一万三千トンといつても、その兵器の重さを含めて何になるのか、あるいはどうなのかということ自体もわからないんじゃないですか。

○政府委員(田辺博通君) わからないので、ただ推測を申し上げただけでございます。

○松井誠君 でそれから、そういう基本的な問題について集めようと思えばそういう資料は集められるわけですね。いわば責任者であるあなたがそういう資料を持っていないうことはおかしいんじゃないですか。つまり、中に何が入っているかといえ、この資料を見れば一応の想像はつくんです。だから私はできるだけはっきり公開するといふ、そういうたてまえでやらなければならぬといふのは、たとえばそういうことなんです。これは長官ごらんになったでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 拝見しました。

○松井誠君 それには明らかに、兵器だけではなく薬剤のままだものがある、これは間違ひありません。

○国務大臣(山中貞則君) 油状と書いてあるもの、それから液体と書いてあるもの。ですから、やっぱり弾体とか容器に詰められておるといふことは表現されておられません。表現されていないと思います。

○松井誠君 六ページを見て下さい、六枚目。「容器詰めの化学薬剤を州間通商委員会及び運輸省の基準に合致した最も近代的で最も安全な容器に移した」、そう書いてありますから間違ひないわけでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) この文書によれば、いまお話しのように書いてございます。

○松井誠君 これは国防総省が去年五月に発表したものであるからそう古いものではないわけですが、したがって、たとえば兵器として輸送するの、ガスのままで輸送するのによつておそろく輸送の方法が非常に違ってくるだろう。そういうことも確かめないで安全対策が立てられますか。そういう意味で私は言っているんですよ。ですから、これはやっぱり最初に、まず種類は大体わかるとしても、具体的にどういう状態でそれが貯蔵されておるのか。数量が幾らなのか。つまり、全量撤去するかどうかを監視をする意味であつて、具体的な数量なり、そのガスの状態なり、そういうものをやはり公開をさせるようにする。そういう姿勢が必要でないかと思うんですけれどもどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) これはさらに、それと安全対策を含めて、外務省のルートでもつて折衝してもらいたいと思つております。

○松井誠君 それからもう一つ。一体アメリカにこういう毒ガスの安全基準というのがあるのかないかわれわれにはわからない。これはどうなるんですか。

○国務大臣(山中貞則君) これも私も実はよくわ

からないのですけれども、あるいはお手元に資料があるかと思いますが、陸軍省の化学兵器の専門家でオレゴン州への輸送計画、フロリダ沖への廃棄計画作成にあたり、関係州当局との折衝にも参加した陸軍省のオーズバック大佐という人の折衝の過程において出た話として、オレゴン州当局と予備的な話し合いをしている過程で、現地民間団体より、個々の事項を想定して、その場合の安全対策についての質問が出されたため、陸軍省側より、かりに山の全くない平たん地で、かつ高温で風のあるという気象条件のもとで液体ガスが漏れた場合、それを放置しておけば、という条件のもとでは、ガスが最大限二十マイルまで流れることがあり得るとの答えをした経緯がある。しかし、これはそのこと自体が行なわれなくなつたわけでありまして、その具体的な基準設定までは至らなかつたという経緯については、私の入手した資料として持つております。

○松井誠君 それはおそろく、もし事故が起きた場合にどの範囲の住民まで避難をしなければならぬのか、どの範囲が汚染されるのか、その汚染される地域の広さは一体どれくらいと推定をしたらしいのかという、この田村報告に書いてあるそういう質問に対する何かのときに出てくる資料ですね。私の聞いているのはそうではなくて、一般的な安全基準、先ほど言いましたけれども、一次撤去の際に現地のアメリカ軍が安全基準か安全対策か、そういうものを一応発表いたしておる。しかし、それは、当該毒ガスの輸送をこうするぞという、そういうことであつて、もし安全基準というものが一般的にあれば、それに照らしてどうなるかという判断の材料にはならない。そういう抽象的な安全基準というのがあるのかどうかということわかりません。

○政府委員(田辺博通君) 私も、第一回の立ち会の際にそれがかなり問題になりましたものですから、本土の専門家に聞いた上でございますが、これは常識的な答えでございますが、一般的に、合衆国におきまして危険物の輸送に関する州際通商

委員会規則というものがあつて、それによつて、一般的に爆発物も含まれて、輸送についての、あるいは貯蔵についての規制があるというぐあいに聞いております。

○松井誠君 またさつきのパンフレットに戻りますけれども、これが一番詳しい、そして一番アメリカ側の基本的な資料だと思つていますが、それによると、これは五枚目ですけれども、アメリカの公法——パブリック・ローですね、「アメリカ公法九十一條の百二十一の規定に従ひ、検討のため保健厚生文部省に提出された。」——これは輸送の計画の写しですね——ということがあつて、このアメリカの公法なるものを調べてもらいましたら、それはこういうときには、その保健厚生文部省ですか、その許可が何か要するんだという、そういう手続を長々と書いてあるだけで、完全な安全基準というものは、あなたが先ほど言われた爆発物の安全基準にないとなれば、もうそれが唯一の毒ガスの安全基準になるかもしれない。その辺のことはそれ以上詰もられないのですか。私がアメリカへ行つて聞くというわけにいきませんけれども、ほんとうに皆さん方がその気になれば、この安全基準というものが抽象的にあるのかどうか詰まられると思う。

○政府委員(田辺博通君) 当時私が聞きましたのはそういうことでございます。そのほかに爆発物輸送法というものもあるところでございます。そのほか、軍隊の規則は非常に膨大なものがあるところでございます。軍隊の中での取り扱い規則でございますね、安全のための。それからさらに、前回の第一回の輸送にあたりましては、通常のそういう既存の規制に従つたとどまらず、公衆衛生局に特に諮問をいたしまして、そのもとに審議会がつくられて、それによつてさらに前回の輸送のための安全基準が承認された、こういうぐあいに聞いております。

○松井誠君 そうしますと、この軍の内部の安全基準というものは私は一番大事だと思いますが、それも含めて、これは日本の資料ではありません

から、資料要求はできないのです。それをアメリカから資料としてもらう。そういうことをひとつ長官やつていただけませんか。

○國務大臣(山中貞則君) 外務省に頼んでおきます。

○松井誠君 先ほど来私が公開、公開と言つては、そういうものでアメリカが具体的に毒ガスの危険性というものをどのように感じているのかいふの。そこから、われわれ自身安全対策というものを考えなければならぬ。現にこのアメリカ本土で拒否をされた。そういうときに、そのこと自体を考えてみて、アメリカを通して、そのときの安全性の度合い、安全基準と、沖縄を通して、そのときの安全の基準というものが違つてはならないわけですね。そういう差別が絶対あつてはならない。そういう意味で、そういう入手し得る資料を、これからあつた安全対策を立てるためにぜひお願いをしたいと思つております。それで、そういうものがいろいろな資料が出て公開をされて初めてやはり安全対策が明らかなところで議論をされるということになる。そのときに、第一回の経験で私の非常な気になるのは、たとえば、その田村報告の中にありますのは、たとえば、その毒ガスが漏れたかどうか、そういうことを検査をする道具というものは非常に粗末です。何か、中に薬が入つていて、スボイタイプのものと、それから、毒ガスに入ると色がかわつてくるという用紙、そういうものしかない。しかし、それはガスが漏れたということがわかつた場合に初めて役に立つのであるから、地形が複雑で、ガスが漏れたかどうか、どこかわからない場合は一体どうして検知をするのか。ここにGBかVXかどつちか知りませんけれども、無色無臭だといふのです。HDみたいなにおいはない、全く無色無臭のもので、しかも、複雑な地形の中ではガスが漏れたかどうかさえわからない。そういう場合には、あの検知の道具ではどうも検知ができない。これは私は常識として当然考えられるのです。そういう具体的な措置一つ一つを点検をして要求をする。そういうことをぜひやつてもらいたいと思つてののですけれども、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 田村報告というのは、私も存じませんが、ただ拝見しただけのことでございますので、その田村報告どおりしなればならないのかどうか、そこは私もよくわかりません。わかりませんが、要は、住民の安全ということが絶対不可欠な前提条件でありますから、アメリカ人も人間ならば、日本人も人間であることには変わりありませんから、そのことだけは第一次撤去のときから私自身も現地で強く直接要請をいたしましたし、外務省もまた同じような人道的な立場で要請はしておりますので、それに附随しての安全性にも欠けるところがあるということが米側においても認める点があれば、これは当然改めてもらわなければならないと思つております。

○松井誠君 私は何も田村報告を全部——確かに田村報告の末尾には具体的に要求すべきことを並べてあります。しかし、それが全部要求すべきものであるかどうか私も判断がつかないところがある。しかし、私が申し上げたことは非常にわかりやすい例だと思つて、こういう検知の道具で実際に漏れたかどうかを一体検知できるかどうかということになると、これはもう常識でわかるでしょう。ですから、そういう問題があるわけですから、いつも非常に歯切れのいい長官が、きのうのせいとかどうか知りませんけれども、きわめて歯切れが悪い。もつとひとつそういう姿勢で要求するということをはつきりおっしゃらうかどうか。

○國務大臣(山中貞則君) 歯切れよく申し上げますと、私も実はよくわからないんです。要するに、だから人命を大切にしよう、日本人もアメリカ人も同じ人間だといふことで処理してくれといふことはもう言っているわけですね。だが、そのためにはどういふ種類の毒ガスにはどうしたらいいのかわかりませんし、米側について運搬する人間はアメリカ人でしょから、やはりそういう意味では同じ人間の問題ですから、それを、間違いない安全な撤去ができるようにという目標に連なるための努力はこれにはなければならぬと思つてございまして。歯切れがいいか悪いかの原因の問題は別の話でございまして、実はこの問題は私もわからないといふことです。物についても、その手段についてもなさなければならぬ目標は確保しておりますし、そうしなければならぬと思つておりますけれども、具体的にどういふものがどういふふうに必要なのか、これがわからないもので、それから、あるいは歯切れが悪いように聞こえたかもしれませんが、なるべく歯切れよくお答えをいたします。

○松井誠君 わかりませんのはやはり公開をされないからですよ。公開をされて議論をされれば、ほんとうに専門的なむずかしいことは別として、わからなければ、もちろん、長官は当の責任者じゃありませんけれども、しかし、おそらく今年度沖縄にとつて最大の問題だと思つて、沖縄だけでない。ほんとうに日本にとつても最大の問題です。輸送に何十日かかるかわかりませんが、その間のことを考えてみただけでもこれはたいへんな問題だ。ですから、わかりませんでは済みません。抽象論はわかりませんが、具体的な立場から具体的なお尋ねをすればまた抽象論に戻るんでは、これは議論は進展しない。ひとつ私たちが勉強しますけれども、ぜひやはり具体的な知識を持つてもらつて、そしてひとつ言うべきことは言う。そういう姿勢をぜひとつてもらいたい。先ほどから、運ぶのはアメリカ軍だといふ話でありますけれども、その運ぶ人たちの安全対策は何がしかやっていると聞きます。問題は沿道の住民に対する対策、私たちが一番心しなければならぬのはそれでしょう。たとえばこの除毒剤というの、調査に行かれた方はわかるでしょうけれども、あるのは、一番出発点の知花とそれから到達点の天願橋、そこそこにあるだけで、途中のところはない。運搬する人たちは持つてい

○政府委員(田辺博通君) これはコンボイといいますが、そのトラック、これにガス弾が積まれているわけですが、その一台一台にそれぞれ消去剤が設置されております。

○松井誠君 ですから、運搬する人たちの安全は何かしかり配慮はしてある。しかし、それがほんとうに事故が起きた場合に、住民に全部解毒の除去ができるようなそういう事情であるかどうか。そういうことになる、きわめて足りない。

○政府委員(田辺博通君) 田村先生の御見解を現地でもある程度仄聞しておりました。また、琉球政府招聘の専門家の方々、ほかにもおられますが、それぞれ御意見が必ずしも統一されてないというところも現地で仄聞しておりました。ただ、その消去剤の量の問題につきましては、その当時は私も足りないとかどうであるとかいう議論はなされなかつたように聞いております。ただ、この問題は、私専門家ではございませんから、何ともお答えできませんけれども、車にそれぞれ積載してありまして、それからそのあとを随行する、追尾するコンボイの中に消去班がありまして、したがいまして、もちろん、それは運転をする人のためでもありまして、万一発生した場合にこそ完全に消去するという用意であるというぐあいに私は考えておりました。

○松井誠君 だから、その量が十分であるかどうかという問題なんです。

いままた、あなた、田村調査団の中でも意見が一致しなかつたという話があるということでしたけれども、一致しなかつたのは、つまり、こういう状態ならばそれを拒否すべきだという人と、そうではなくて、やっぱり条件によれば輸送をしてもよろしいという、そういう見解の違いであつて、安全度という、あるいは安全性に関する見解の違いではなかつた。私の聞いている範囲ではそういうんです。ですから、まあ、これで終わりにしますけれども、ひとつ長官にも、繰り返しますけれども、これはもうおそろく今年度最大の問題になる。それだけにいまから十分の準備をして、

できる限り資料を集めて公開をしてこれに備えるという、そういうひとつ姿勢をぜひとっていただきたい。そのことを最後にお願ひをして終わります。

○国務大臣(山中貞則君) 私はこまかな問題についてはよくわからないから、何だかはつきりしないように思われるかも知れませんが、住民の安全という点については全く同じ見解なんです。その意味で、やはり外務省にお願ひをしておりますから、外務省と米側との間でどこまで打ち合わせを——同じ認めるにしても、どこまで事前に検査してどこまでその内容を発表させるか、それに

ついては毒ガスの種類がこういう毒ガスだからこういう手段を事前に講ずるので安全であるとかというように、いろんな問題を対米折衝してもらわなければならぬ問題でもあるわけです。あまりそれをたびたび繰り返しますと、私が逃げていっているように見えますから、そうたびたびは繰り返しません、外務省と一緒に、あるいは外務省にもやはり同じような立場でもって当たっていただきたい。私はそう念ひながら沖縄側の立場に立つてものを言っているつもりでございます。

○渋谷邦彦君 ただいまの毒ガスの問題につきまして、若干私も確認をしておきたいことがございまして、若く私米政府に対して、おそろく切実なる願望を含めて、要望書を出されたようであります。これは政府当局としても関知しておる問題でございましょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 承知いたしております。並びにそれは本土政府に対する要望も同時にございまして。

○渋谷邦彦君 いまもいろいろな質疑が行なわれましてけれども、少なくともこの七項目の中に盛り込まれた内容と申しますのは、これはもう長官御自身もそうであろうと私思ひますけれども、だれが見てもこれはやはり当然だという印象を非常に強く持つわけでありまして、いままでも移送経路を早く示してもらいたいというランバート弁務官のその

した話等もございましてけれども、一切そういうことを踏まえた上で琉球政府から、移送経路よりもむしろ安全というところに最大の関心を払った要望が今回の内容に盛り込まれているのではないかと。そういう印象を非常に強く持つわけでありまして、したがって、この安全についてはいままる長官からも御答弁がございました。まさしくそのとおりでありますけれども、まあ現地の住民にしてみれば、具体的にどうするんだ、どうなるんだという、その成り行きを依然として注意深く見守ると同時に、その不安感というものがぬぐい切れないうところのこころいうような要望となつてあらわれたんである、このように理解をするわけでありまして。したがって、まず一つ一つの項目をあえてただす必要はないかと私思ひんであります。

○松井誠君 ですから、やはり少なくとも復旧までも物理的にもどんどん日が迫つてきております。はたしてその復旧前において、現在残されている一万三千トン全部についてジョンストン島への移送を完了するであろうかどうか。これを非常に疑わせるいろいろな事実関係がございまして。たとえば配船の関係等もありまして、また当然それに伴つてどのくらいの積載能力を有する船が配置されるんであるのかという問題等々、何らそういうスケジュール等について明らかにされてない。一体どうなつていくんだらうという問題がやはりわれわれとしてもございまして。こういう点については、別に軍事機密にも属する問題じゃないと思ひますので、これは当然政府間の折衝において明らかにすることはできるのではないだろうか。

それから、いまもしきりに問題になりましたこの解毒剤等の緊急措置の方法等についても、住民がやはり納得するような方法というものが講じられていないんじゃないか。たとえば日本においては木造家屋が非常に多いために、最近では防火弾であるとか、まあ緊急の事態にはそれを投げればその地域はぱつと火がおさまるといふようなそういう器具がいまできてゐるわけでありまして。そういうようなものはたして、もし今後移送が行なわ

れた際に、考えられないものかどうかです。あるいはときによつては、まあトラックならトラックが通る場合に、その地域住民に対して防毒マスクを供与するとか、いろいろなそういう措置が考えられてくると思ひます。それも、GBであるとかあるいはVXですか、というように神経ガス等の運搬をする場合には、役に立たないと言われれば役に立たないかもしれない。けれども、やはり政府としては、先ほどから申されておりますように、何らかの一つ一つの具体的、こう

いたしますから安心してくださいというようになきめ手がないものかという感じがいたすわけでありましてけれども、いま申し上げたようにことに総括的に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまここにございましてうちの首脳部はちよつと記憶がないと言つておりますが、どうも私にはちよつと、おそろくとも夏の終わりでにはというアメリカのそういう発表のあと、一日に何トン積みトラックで何回、それからたしか九千トンでしたか——その書類をいまさがしておりますが——そういう船でジョンストン島に一回に幾ら運んで何回で済むというようなことがあつたように思ひますが、いまここに資料がないと申しますので、その点はあとで調べてみます。

それから解毒剤の問題は、これはまた繰り返しになりますが、私もよくわかりませんので、これは米側のやはり国内においてそういう措置がとられておるならば、そういうものを沖縄にも適用してもらわなければならぬと、そうでない場合も、沖縄において最大限の安全性のある措置をとるべきことをやはり要請しなければならぬことであらうと考えます。

○渋谷邦彦君 そこで、失礼な言い方かもしれませんが、せんが、もちろん専門家でいらつしやいませんかとは重々知つております。しかし、先ほどから伺つておりました非常にふしぎに思ひますことは、まあ知らないから申さないうんじやなくて、確かに日本には毒ガスの権威者というの

ないんだそうです、いま。したがって、解毒関係についても専門的な知識を持った人がいないのだそうです。また、いはては困るわけですね、実際には、そういう社会環境であるわけですね。しかし、やはり相当すぐれた学識経験を持つていらつしやる方が大ぜいおられるはずなんです。あるいは科学技術庁等々とタイアップするとか、あるいはそういう点を純専門的に扱っている大学の研究室に依頼をするとか、何らかそういう方法というもので、少なくとも、推測でもいいから、その推測を一つの基準にして、日本としてできる範囲で、これとこれではできる、できない面についてはアメリカの協力を得て万全を期していくというようなきめのこまかい作業というものがいままでできないものだらうかということなんです。

○國務大臣(山中貞則君) 私もういふうに考えますが、政府の役人の中では防衛庁の制服にそういう方面の専門家とおぼしき程度の者がいるわけですね。ただ、国会では、国会法ではきまつておりませんが、制服をここに呼ばないというしきりもありまして、制服の専門家から聞くわけにはまいりません。また民間で、本土政府調査団で琉球政府からの要請を受けた人の名簿の中に長助教授もいる。しかし、本土政府の派遣団に入つたことがけしからぬということで、あとで帰られてから口外をはばかるようなたいへん気の毒な立場に置かれたということ等も聞いておりまして、長助教授を国会にお願いするというのもまた私どもとしてははばからなければならぬであらう、長先生のために。こういう気持ちを持つておりまして、たいへん御迷惑をかけたと思つておるところでございます。その意味では、私どものほうでも、部内においてできるだけ日本側の知り得る範囲で、そういう問題に対する対処策はこうあるべきではなからうかというものを自分たちでも持つていなければならぬと思つていますが、遺憾ながら現在の日本の役所の組織においては、お話しのように、そういう問題を常時想定してやつてお

るわけではありませんが、専門家と言えるほどの者がもうこれでだいじようぶだという具体的な確な案はつくりにくからうと思つてあります。

○渋谷邦彦君 沖繩島民百万人の方々が、極論すれば、あるいは一発のガス弾によつて全地域、全本島の人たちが被害を受けるかもしれない。少なくともこれは考えなくちゃいけないことだと私は思ふのです、万が一ということがあるのですから。絶対だいじようぶということがあり得ない。ならば、百万人の方々の危険を防ぐために、やはり何らかの措置は講ずることは、現在最も関心が深い問題でありまして、当然そうしたような措置というものがとられていいのではないでかろうか。できないながらも、そういう努力をしているという姿勢というものを沖繩県民の方々の気持ちに反映していくことが必要ではないかと思ふ。こう思ひますけれども、いかがなものございましょうか。

○國務大臣(山中貞則君) それもやるべきことだと思ひますが、率直に申し上げて、本土政府の琉球の要求に基づいて派遣いたしました調査団は、実はあまりそういうような役に立つ待遇を受けませんでした。そうして、琉球が独自で呼ばれた方々の御意見を中心にいろいろと議論がされたという傾向がございまして、私としては、本土から琉球の依頼によつて派遣した諸君にたいへんすまなかつたという気持ちであつてわびたくらいでございます。

○渋谷邦彦君 したがひまして、今後あり得ないと思ひますけれども、いまだういふ問題にして、そういう行き違ひがあつたり、あるいは琉球政府と本土政府の間に感情的な対立というものがみじんも残されてはならぬだろうと私は思ひます。まあ、わびられたという、そういう経過を考えてみれば、やはりそこに重大な一つの失敗があつたろうとも判断されるわけでありすけれども、やはりそういうところには不信感というものが助長されて、第一次からあるいは第三次に及ぶ復帰要綱全体にまで広がらないとも限らないとい

う——ちよつとこれはうがつたものの見方かもしれないけれども——おそれもあるわけでありす。いま当面する問題としては、何といつても直接人命に影響があると思はれる毒ガスの問題、もう去年以来今日まで再々にわたつてこのことが論議されてきているわけですね。しかも、長時間を経過しているにもかかわらず、決して手が打たれていなかったわけではございませんけれども、いまだここで議論されていることは、一番やはり沖繩県民にとつても切実感をもつて、何とか早く安心のできるそういう解決方法というものをわれわれに示してもらいたいということになるわけではな

いだらうか、こう思つておられる。総理府だつて大ぜいの有能な役人がいらつしやるわけですから、当然そのくらゐのことについては判断もし、またどういふところと接触を持つてこうした問題についての早急な解決の方途というものを講じなければならぬかと思つて、私が言うまでもないことではないだらうかと思つておられる。で、米國政府に對しても、とかく、外交権がない、それはやむを得ないにいたしまして、少なくとも一つの政府部内において、もう外務省でいまだ意図していることは総理府でもつちやんとそれは了解している。総理府で意図されていることは外務省でもちやんとそれが理解されている。そういうような非常に緊密な関係がない限りにおいては、何かこうちやんとはな行き方をするおそれがないだらうかと。何か一方的に総理府が突つ込んだかと思つと外務省は非常に消極的である。あるいは外務省がやつていふことについては——総理府が知らないわけじゃないでしようけれども——全然関知しないなどということがあるのでは——はくはいままでの経過を考えてみると、あり得る。可能性というものは十分にあると思ひます。

そこで、私はこれはもう要望を込めての申し上げ方でありすけれども、いまの毒ガスに論点を戻して考へてみた場合に、やはり強力に外務省なら外務省を督促いたしまして、少なくとも軍事秘密として公開をはばかるというのなら、これは何を言つたつてどうしようもないことでありまして、お手あげだ。しかし、米國內においても世論を喚起したほどの問題でありますだけに、日本は例外であるといふことは絶対認められない問題ではないか。ならば、許される範囲において一刻も早く、いまだ議論されたような問題点については整理をしていただきまして、そして沖繩の県民の方々が安心できるような、そういう安全な移送の方法というものを、また地域住民によつてもそれが納得できたというような方法というものをすみやかに講じていただきたい。少なくとも第二次移送計画の段階までにその結論を出していただきたいもの、どうでございましょうか。

○國務大臣(山中貞則君) 私も同感であります。ただ、先ほど琉球側との間の不信ということがありますが、それはそういう意味じゃなくて、やはり本土政府側の派遣を要請されたわけでありまして、要請されたものについて、せめて琉球が独自で招聘したのと同じ待遇を与えてほしかつたという点がありまして、その点では私も本土から政府派遣をいたしました諸君にわびたということございまして、別段琉球との間には何もございせん。今後はそういうことのないようにつとめたいと思ひます。

さらに外務省との問題は、外務省が一生懸命やつていふのに私どもは不熱心であつたことは一度もございせんので、むしろ外務省としては総理府あるいは私自身のやり方を苦々しく思つていられるのは沖繩県民の方々のためには全力をあげて突つ走つておるつもりでございますので、そこらのところが外務省と意見が一致したときに初めて結論が出されるというようなことでございまして、私どもは決して外務省よりか不熱心であつたことは一度もないと思つております。

なお、今後の移送については、私どもとしては、私が一月に参りましたときに、琉球側には、なるべくルートの決定を急いでほしいことと、米側に、それに対する移送ルートの代替ルート——

を言つたつてどうしようもないことでありまして、お手あげだ。しかし、米國內においても世論を喚起したほどの問題でありますだけに、日本は例外であるといふことは絶対認められない問題ではないか。ならば、許される範囲において一刻も早く、いまだ議論されたような問題点については整理をしていただきまして、そして沖繩の県民の方々が安心できるような、そういう安全な移送の方法というものを、また地域住民によつてもそれが納得できたというような方法というものをすみやかに講じていただきたい。少なくとも第二次移送計画の段階までにその結論を出していただきたいもの、どうでございましょうか。

別途ルートについて提案があった場合にはそれに乗ってほしい。そして、それについて米側もいろいろ財政事情等があるようでありますから、本土政府の日本政府としても財政的にも自分たちは配慮したいということまで申し入れて、その意味においては非常に順調にスタートを切ったわけでありますが、その後のルート選定等について、すでに一月以来いまだに、立法院の軍事問題特別委員会でありまして、これに対しては一応の結論が出たようでありまして、その後琉球政府の段階になりました。美里村は態度保留——一部が引かかっていますから態度保留、具志川市は反対の議決、石川市も近くおそろく反対議決をするであろうというようなことが次々と起こりまして、先週末の主席以下の関係住民に対する説得もなかなか困難をきわめておるようである。そのときに琉球側としても実際に説得に当たってみて、やはりどうしても納得してもらいたければ地域住民の安全性の確認ということがまず先決だということに結論がなつたと私も想像いたしますが、その意味において、琉球政府からアメリカへ、並びに日本本土政府へと、ただいまの言われました数点にわたる申し入れというものが行なわれておるわけでございますので、これを踏まえて私も早急に外務省からアメリカに対してバックアップをしたいと考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 ことばというものはいろいろと誤解をされがちでございます。私は決して不熱心だなどというのを申し上げたつもりじゃございません。呼吸を合はせてやっていたきたいというところでございまして、いざにしてみても七項目に對しての要望については政府としても本氣になつて取り組んでおる。そうして外務省をバックアップしてその実現方を期していきたい、こういうことでございまして、この毒ガス問題については一応ここで質問を終わらせていただきます。

次に、ちよつと断片的にいろいろと氣になる問題を尋ねておきたいと思うのですが、その一つは那覇空港です。那覇空港の今後の取り扱いについて、その管理権をめぐつてまだ最終的な結論に至つていないようにわれわれは印象を受けるわけでありまして、防衛庁にするとか、運輸省にするとかということが議論されておるようでありまして、政府のほんとうの腹はいかがなものでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) これは第二次復帰対策要綱で一応こういう表現をとらうかと思つていま案を作成中でございますが、「那覇空港については、その民間航空路に占める重要性を考慮し、所要の整備の促進を図るものとする」、これはもちろん、「國が図る」という意味でございます。離島空港も書いてありますが、そういうつもりでおりますが、現在この問題は——どうも途中で歯切れが悪くなるのですけれども——外交ルートの問題で資産引き継ぎの問題に関連をいたしまして、当初米側は那覇空港についてはあまり対象にしていないような空氣であつたのであります。あるいは、もしこれを日本側に返還する場合においては代替空港の建設を求めるといふような態度であつたようでありまして、その後、米側としても極東の戦略体制の変更等もありましたようで、返す場合にはそういうような代替空港の建設は要らない、そのまゝ返すということになつておるようでありまして、そこで、わがほうの受け入れ側としては、お話しにありましたように、運輸省の管理する純然たる民間空港ということが望ましいわけでございますが、そういうことにいたしますか、あるいは防衛庁が管理する空港にいたしますか、この問題についていま話し中でありまして、防衛庁の長官と話をいたしましたところでは、おおむね、これは那覇空港の沖繩における民間空港として國際的に果たす重要性、そういうものから考えて、防衛庁も使用してもらいたいけれども、運輸省の所管の空港とすることに大体異存はないつもりであるということで、ほゞ検討を終わつておるようであります。そういうことを前提として對

米折衝に入つておるわけでありまして、米側としては、日本側に返還した後もなお一部若干の部隊を、ごく一部であります。残して使わしてほしいという要望があります。その際、米側のなほ使う部分についてはのみ提供施設・区域ということに話がセットできるかどうか、こゝらのところがいま話し合ひの中心になつておるようでございます。でありますから、おおよその方向は移管の方向に話が進められつつあるようである。しかし、これは外交折衝の問題でございますから、これがどのようにになりますかは、いまのところ私の立場からは言えないと申します。見通しがつかないということでございます。

○渋谷邦彦君 これは長官もよくよく御存じのこととでありますけれども、空港の共同使用ということほど危険なことはいないわけですね。国内においては千歳空港がそうであります。しかも、これは私の印象でございますから、正確に面積がどのくらいということをおし上げるわけにまいりませんけれども、那覇空港の場合、千歳空港よりも小さいような感じを受ける。そこへ持つてきて、民間航空と自衛隊とそれから米軍が三者一体になつて共同使用することになれば、その危険というもののはかり知れないものがあると思つておる。過去において、御存じかとも思ひますけれども、千歳空港においても、あやや事故を引き起こすというような事件があつたんです。わずかに瞬間の違ひでもつてジェット戦闘機と日航の航空機が接触を免れたと、そういう可能性というものは十分あるわけですね。共同使用の場合には、しかも、防衛庁であるとか米軍の場合には、緊急を要する場合に直ちに飛び立たなければならぬ。そこへまた民間航空の飛行機が、航空管制塔で十分コントロールしてゐるにもかかわらず入つてきたというふうなことになるにつれて接触事故なんというものが起きないという保証は何もないわけですね。そういうことを踏まえて、私は、これは外交折衝でしようが、米軍の使用も航空自衛隊の共同使用というものも絶対にやつてはいけません。あくまでも

國際空港としての面目を保つためには、民間飛行場としてこれを維持していくべきではないだろうか、そのチャンスは、この復帰時点というものが最も望ましい条件である、このように判断しておりますがゆゑに、いま一步これを民間航空用の飛行場として使用できるように進めていただくわけにはいかないものでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) 私はそういう気持ちでおるわけでありまして、そういう気持ちで防衛庁にも話をいたしましたし、外務省にもお願いをしておりますが、問題は、資産の引き継ぎの対象として空港を入れるか入れないかという議論。最初はそういうものを入れない立場の話し合ひが進んでおつたわけでありまして、入れるとすれば代替空港をつくつてからの話だといふところから前進してきたという経過を申し上げました。これはもう率直な話で、あるいは私はあまりおしやべりをし過ぎておるのかもしれない、外交折衝について、しかし、現在のところ私としては那覇空港を民間空港として健全な運営をしたいものであるという願望を伝えつつ折衝をしておるということに尽きるかと思ひます。

○渋谷邦彦君 なお特段のそういう方向に向けての努力をしていただきたい、こう思つておる。

次に先般衆議院の沖特でございましたが、議論されました中で、長官の答弁があるんですが、沖繩県民に対するいわゆる見舞い金制度の問題。いわゆる米軍のいろいろな事故等を通して、当然賠償金を払わなければならないというふうな対象になつてゐるような人たちが大ぜいいるわけですね。けれども、事実問題としてそれは不可能である、平和条約の適用等を通じて米國に對する請求権は放棄すると、こういうことが明らかにされておりますだけに、それにかかわるべきものとして政府としては見舞い金というふうなものを考えたい、こういう御答弁があつたのでございまして、その後地元の方から、この見舞い金については一萬ドルぐらゐが妥当ではないか、こういう

米折衝に入つておるわけでありまして、米側としては、日本側に返還した後もなお一部若干の部隊を、ごく一部であります。残して使わしてほしいという要望があります。その際、米側のなほ使う部分についてはのみ提供施設・区域ということに話がセットできるかどうか、こゝらのところがいま話し合ひの中心になつておるようでございます。でありますから、おおよその方向は移管の方向に話が進められつつあるようである。しかし、これは外交折衝の問題でございますから、これがどのようにになりますかは、いまのところ私の立場からは言えないと申します。見通しがつかないということでございます。

○渋谷邦彦君 これは長官もよくよく御存じのこととでありますけれども、空港の共同使用ということほど危険なことはいないわけですね。国内においては千歳空港がそうであります。しかも、これは私の印象でございますから、正確に面積がどのくらいということをおし上げるわけにまいりませんけれども、那覇空港の場合、千歳空港よりも小さいような感じを受ける。そこへ持つてきて、民間航空と自衛隊とそれから米軍が三者一体になつて共同使用することになれば、その危険というもののはかり知れないものがあると思つておる。過去において、御存じかとも思ひますけれども、千歳空港においても、あやや事故を引き起こすというような事件があつたんです。わずかに瞬間の違ひでもつてジェット戦闘機と日航の航空機が接触を免れたと、そういう可能性というものは十分あるわけですね。共同使用の場合には、しかも、防衛庁であるとか米軍の場合には、緊急を要する場合に直ちに飛び立たなければならぬ。そこへまた民間航空の飛行機が、航空管制塔で十分コントロールしてゐるにもかかわらず入つてきたというふうなことになるにつれて接触事故なんというものが起きないという保証は何もないわけですね。そういうことを踏まえて、私は、これは外交折衝でしようが、米軍の使用も航空自衛隊の共同使用というものも絶対にやつてはいけません。あくまでも

國際空港としての面目を保つためには、民間飛行場としてこれを維持していくべきではないだろうか、そのチャンスは、この復帰時点というものが最も望ましい条件である、このように判断しておりますがゆゑに、いま一步これを民間航空用の飛行場として使用できるように進めていただくわけにはいかないものでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) 私はそういう気持ちでおるわけでありまして、そういう気持ちで防衛庁にも話をいたしましたし、外務省にもお願いをしておりますが、問題は、資産の引き継ぎの対象として空港を入れるか入れないかという議論。最初はそういうものを入れない立場の話し合ひが進んでおつたわけでありまして、入れるとすれば代替空港をつくつてからの話だといふところから前進してきたという経過を申し上げました。これはもう率直な話で、あるいは私はあまりおしやべりをし過ぎておるのかもしれない、外交折衝について、しかし、現在のところ私としては那覇空港を民間空港として健全な運営をしたいものであるという願望を伝えつつ折衝をしておるということに尽きるかと思ひます。

○渋谷邦彦君 なお特段のそういう方向に向けての努力をしていただきたい、こう思つておる。

声があつたやに私も伺つておりますけれども、こうした一連の動きというものを通じまして、画一的というわけにはいかないにいたしまして、やはりそれ相当の見舞い金なら見舞い金で私付こうだと思ひますが、当然せめてもの罪の償いの環としてそういう方途を講じていただくならば、県民としても望外の喜びではないだろうか。この点、重ねてこの機会にお尋ねをしておきたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは二つの事柄が一緒になつてやうなことに受け取りたいだいて、結果、恐縮だと思ひますが、一人一万ドルというのは、本土の総評議長の市川君が沖縄の県協の皆さんを連れて私のところに面会に来られた際に、各種要望の冒頭に、二十五年間の償いに県民一人当たり一万ドル、百万とすれば三兆六千億をまず支払つてから、その賠償を、慰謝料を支払つてからあらゆる特例措置を講じろという話があつた。これは私のほうで記者会見をしたものではありませんが、私と会つた県協の方々が総理府の記者クラブで会見して発表された。そして沖縄に帰られて、現地新聞にそういうことを山の中官に要請をしたという発表があつたというところでございまして、私はそういう陳情を受けた事実はありますが、私自身からはそういうことばはいまだ申し上げていないのでございまして、そこで、答弁の中にありますのは、外務省が対米請求権は奄美大島、小笠原の例に準じてやはり放棄するのだと言つておりますことに関連をして、私は、請求すべきものは請求すべきである、しかしながら、完全に放棄されたものについてなおかつ本土政府が処理をしなければならぬやうなものがある、そういう場合には本土政府がしなければならぬやうなことを答弁したつもりであります。こまかに分けると、講和前の人身補償の漏れたもの三百三十四件六十万ドルというものが公文書として参つておりますが、そういうものとか、あるいは講和後のそういう補償のし残してあるもの、あるいはその他つづれ地、被

失地、演習に伴う漁業損害、あるいは入り会い権の侵害、あるいは軍事用地の接収に伴う通損補償、あるいは軍事基地のあるための基地公害、いろいろのケースを一応十種類ぐらゐに愛知外務大臣のほうで分けておられるやうであります。そのやうなものを含めて、何らかの措置を必要とするものの対象にそういうものを検討していかなくてはならないやうなことを考えたわけでありまして、なお、入り会い権の問題等も個々の権利の特殊なものとして別途あるわけにございまして、○渋谷邦彦君 検討の段階において、具体的に金額等、そういうことを検討の対象として進められているやうにしようか。

○国務大臣(山中貞則君) これは外務省がアメリカとの間に、請求権を放棄する対象に何と何を入れるか、あるいはアメリカ側が、原則放棄であつてもこれは米側の責任であるからこの分については私たちのほうで見ましようというものがあれば、それはまた落ちるわけでありまして、それらの問題を含めて全体的な感觸を申し上げておるわけでありまして、たまたま講和前の人身被害に関するものは、琉球政府からの権威ある資料として届きましたので、件数並びに金額を申し上げましたというところでございまして、○渋谷邦彦君 その問題は、また次の機会に、詰めた議論としてお尋ねすることがあるかと思ひますのでその程度にしておきますが、最後に、最近軍雇用者はもとよりでありますけれども、民政府に従事しているやうな職員までが解雇の対象になる。伝えられるところによれば、その第一段階は六月ごろに実行に移す。おそろくその間は解雇予告期間とみなされるやうな思ひますけれども、もう逐次そういう問題が全面的に波及しつづける。いろいろ政府としても軍労働者に対する救済方法等をいままで十分真剣に検討されてはこれらたでしようけれども、まあ広い意味において言うならば、米民政府も軍の一機関と、こう見られなこともないでしようけれども、若干立場が違つてくるんじゃないかという感じもいたします。こ

うしたものを総合しまして、具体的な問題といたしましては、ただいま申し上げました、とりあえず百四十名がもうすでに解雇の対象になつていて、いろいろな人たちの救済措置、そうしてまた今後引き続き起こるであろう人々については、軍労働者の救済方法と同じやうな考え方によって対策を講じていたただけるのかどうか、あるいは別個に分けて考えていくべき問題なのかどうか、その辺、いかがでしよう。

○国務大臣(山中貞則君) 米民政府の職員解雇については、逆に言いますと、復帰の時点においては、民政府がその時点において消滅をするという性格の役所でもございまして、純粋な米側の役所の雇用者であるやうなことで、復帰後は、間接雇用として日本側が責任を持つて雇用を提供する軍労働者とは根本的に性格を異にした問題でございまして。しかしながら私も、沖縄県民が相当とめていらつしやるわけでありまして、全員を集めるわけにはまいりませんが、私が民政府の前でヘリを借りましたときの、出てこられた人々に対しては、あなた方自身の問題もあるやうなことで、私としては激励と、それから、いまのうちに、特殊技能等も備えていらつしやるし、民政府の勤務だから、言語その他身につけていらつしやるだろうから、自分たちの問題は自分たちの問題としてアメリカ側への要求と同時に、自分たちの問題の処理に真剣に当たられなければなりませんやうなことで、一応無責任な立場でありますけれども、激励と申し上げますが、懸命のことばをかけたことがございまして、ほんとうに真剣に聞いていらつしやいました。しかしながら、本土政府がまざりますことは、本来、本土であるならば間接雇用として日本政府が責任を持つべき軍労働者の方々に對してどうするかという問題のほうから先であると考え次第でございまして、もちろん、民政府の解雇される職員の人々も、これは同じ軍政下の特殊な状況下において職を持つていた。それが復帰に伴つて職を失うやうなことでありますから、あの意味において本土政府もこれに対して援助すべ

き点があれば応援をしなければならぬと考えるわけでありまして。そこで軍労働の問題であります。軍労働者の方々に對しては、解雇の数も当初発表された三千人弱という数字がだんだんその後変わつてまいりました。あるいはまた、新しく新規募集をしたりなどするところ、いままで越えられなかつた四軍の間の壁を越えて継続雇用等の話が持たれているやうでございまして、最終的には幾らになるかはいまのところ見通しがつかなくなつておりますけれども、その後の進展としては、アメリカ側が、本年度の予算から私どものほうで予算化したしました米側の基地内における職業訓練、ことに私どもが念願しております長年の米軍雇用の期間において特殊な技術を習得した、溶接とか運転とかその他の免許を与えさす得るのが容易であるやうな人々に免許を与えてやるための課程を設ける。いわゆる基地内訓練であります。これらについて最近ようやく日米琉三者の間でそういう問題についてともに相談をして基地内訓練をやろうという話し合いが具体化しつづけるやうでございまして。これなどは明るい材料の一つかと思ひますが、いづれにしても将来米軍基地というものが少なくなつていきますことを願うわけでありまして、そういう方向に向かつてある態勢下において、今後も軍労働者の解雇という問題は起こるわけでありまして、なるべく復帰前に間接雇用に移行してほしい、あるいは移行することを願う私たちの主張が受け入れられる日の早いことを願うべく現在もあつておりますが、いまのところ復帰前のどの時点くらいで間接雇用に移行するかどうかというその見通しが立たないのは非常に残念に思ひますが、しかし、予算措置その他においては、四十六年度において間接雇用移行への準備体制に遺憾なき配慮をしたつもりでございまして、○渋谷邦彦君 いまの御答弁で明らかにされましたやうに、軍雇用者とそれから民政府従事の職員との立場は違ひ。違ひならば違つたやうなやはり

措置というものはとられていかねばいけないでしょう。退般長官が向うかれたときに激励されたということですが、しかし、あなたが百四十人なら百四十人の人たちが全部自分の特殊技能を生かしてそれ自活の道を立てられるかという、必ずしもその保証もないということになります。やはり総合的に本人の希望、意見というものを十分尊重しながら、一面においては、全然そのめどをつかないという職員に対しては、具体的にどう迫っておる問題であります。政府としてはどういうふうな方向でもって、そういう人たちの救済措置といひますか——救済といふことは当然なことばかもしれませんが——いゝわゆるその転職をさせるためのアドバイスをしてあげることがあるか。アドバイスにどまらず、実際にその生活を保証してあげられるだけの具体的措置を考へていらっしゃるのかどうかというのを重ねて伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) いまのところは、民政府の解雇される職員に対して本土政府がどのような処置をとるかと言われますと、具体的な手段は持っておりません。しかしながら、本土復帰に伴って米軍関係の需要に依存する商売をやつておる人とか、あるいは那覇空港から米軍の輸送中隊が撤退したことに伴つてランドリー業者そのものがもう営業できない状態になつてゐる。いろいろのたぐさんの波及する問題がございます。それにバックにあるものとして琉球内における雇用労働市場の狭さというものが考へて、長い目で見た雇用需要の増大につながる施策の展開はもちろんであります。当面、それらの人たちの沖縄で生活している新しい職種への転換、あるいはそれらの指導あつせんといふものについては、やはり何らかの措置をとらなければならぬと思ひます。いまここで具体的に、たとえば転廃業等の融資に何億用意しているといふところまでは参つておりません。

○渋谷邦彦君 特にこの転職の場合に、本土にこ

の機会に転職をしたいという希望を持つてゐる方々がいけないとは限らない。そういうことをいろいろ考へてみました場合に、琉球政府としても当然その対策に腐心しておられるとは思ひますが、そういつた面で政府自体がそういう非常に限られた現在の人員でありますだけに、何かこの転職への有利な方向を確立してあげることができないものでしょうか、こういうわけでありませう。早い話が、これはできるかどうかわかりませう。たとへばいま沖縄・北方対策庁が希望するようない先機関が那覇にありません。そこに希望するようない人たちが、これは全員といふわけにはどうも参らないだろうと思ひますけれども、職員として採用するとか、あるいはもし本庁においてつとめたいといふような人があれば、その特殊技能といふものなものを十分に申しさして、多少でもそういう人々を受け入れられるような考へ方がないのかどうか。むしろ、そういう現地の事情に詳しい方がいることによつて非常にプラスの面が出てくるのじゃないかといふようなことも考へられませうだけに、あえてそのことを申し上げてみたのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは役に立つと申しでは失礼であります。たいへん重宝な人々もあるわけでありませう。そういう人々には、正規の職員にはなかなか問題がありますけれども、なるべくそういう人々も雇用できるような、あるいは来てほしいような人がおります場合は、そういう対策も立てたいと思つております。しかしながら、いま沖縄の現在の政府職員、これの国・県政事務への身分の振り分けをいたさなければならぬ。その場合において、なるべく多くの人が、できれば沖縄事務局、北方対策庁とも人員の交流といふものが行なわれることが一番今後やっていくのにいい方法ではないかと思つております。現在沖縄事務局を大きくいたしました。沖縄・北方対策庁の出身にいたしましたときに、なるべく琉球政府の若手の諸君を第一線に送り出し

てくれないうかといふことをやつてみたのでございませう。現在には俸給制度が琉球は現地の政府職員としての現地勤務でありますし、こちらから行つております者は一応外国という形になっております。そのため在勤手当といふものが非常に月給に比べて相当大きな金額をもらつてゐるわけでありませう。同じ年ごろの同じ経歴ぐらゐの者で、本土から来た者は相当いい手取りである。しかし、琉球政府から移つた者は安いといふことで、障害があつたやうでございませう。しかし、これが復帰の時点において、琉球政府の人々は特手手当の対象にほとんどなりませんから、当然なるとすれば、現在よりもそういう手当の面では高い収入になるでございませうし、現在の沖縄事務局の諸君は気の毒ですけれども、結果、内地並みになるわけですから、これは琉球政府の職員と同じ特手手当しかもらえないといふことで、そういう意味では月給の平準化といふことで、手取り平準化で人事交流の一つの壁は除かれるのではないと思ひます。そういうことで、まず沖縄の県庁職員あるいは現在の市町村職員、そういう人々の中にならざるべく国の仕事をやつてほしいといふ人々は国家公務員に移せるようにという配慮もしなければならぬ。また、民政府の職員の前に、解雇された軍労務者の方でもやはりホワイトカラーもあるわけでありませう。それらの人々で実際上役に立つ人々は、やはり門戸を開放してあげなければならぬ。優先性を持つてゐると思ひますので、民政府の重宝な人について道をあけることはもちろんでありませうけれども、そういうふうなものの配慮をしてまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 最初に、毒ガス問題について私も尋ねたいと思つてゐる。この復帰がだんだん秒刻みで近づくにつれて、まあ国をあげて、県民が一体となつてその体制づくりに取り組まなければいけない、こういう大事な時期に、現地沖縄におきましては、毒ガス問題をはじめ、あれもこれもと毎日のように予期しないことが火を吹いてゐる。これに時間と精力を傾けて取り組

まなければいけない。こういうことに対してまことに遺憾に思ふ次第であります。ところで、毒ガス問題は、まあ追及していけば、結局、対米交渉。これは外務大臣の問題になると思ひますが、事、沖縄問題に関する限り、山中長官も同等の責任、むしろそれ以上の責任があられると、この私たちは思つておりますが、その点、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、私は沖縄担当大臣でございませうから、沖縄県民の願ひ気持ちを、あるいはしあわせでありたい、あるいは不幸になりたくない、それらのものもろの気持ちに代弁する責任者は閣内で私であると思つておりますので、喜屋武君のお話しのとおりの気持ちでやつております。

○喜屋武眞榮君 そこで、この毒ガスの問題につきましても、知らない間に持ち込んだのはアメリカである。今度これがばれて撤去する段になりませうといふと、いかにその責任が沖縄県民側にあるような、こういうことで、何か責任が転嫁されてゐる、こういう感じがいたしてゐる。その点、いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) こういういきさつであつたことをお考へ願ひたいと思つてゐる。米側としてはおそくとも夏の終わりのころまでに、ジョンストン島の撤去施設が完了したので、これを発表いたしました。そのときに条件としては、第一次撤去ルートを使用したとすればという前提がございました。私はたまたまそのとき弁務官と会談する機会を持つたわけでございませうが、そういうことで、それではとて、第一次ルートは百五十トンであるような問題が起きたのであるから、ガスの性質も違ひ、数量も違ひ、日数も違ひ、その経路では困難である、であるから、これから沖縄の琉球政府のほうとよく相談をして、別に、一番地域住民に被害のないような、心配の住民の数が少ないようなルートを選定するから、その新しいルートにこだわらないで賛成してほしい、米側も協力してほしい、そのために財

源措置その他についても考えようという話を提案をしまして、向こう側も気持ちよく、自分たちとしてはなるべく早く撤去してほしいという気持ちに従ってそのスケジュールを発表したのであって、第一次移送ルートにこだわっているわけではない、それを前提として発表したことは事実であるというところで、そのところから、新しくルートの設定、選定ということが始まったわけでございますので、やはりルートをとどのルートにするかをアメリカ側にきめてくれと言わなければこれはいかな問題だとは思わなければならない。そこで、やはり琉球政府側にもどるルートならば地域住民の方々も納得をされて、そしてなるべくすみやかに撤去ルートというものが完成させることができるか。なるべくすみやかに安全にという目的のために第一ルート以外ということで七つの案というものが一応提示されたようでありましたが、最終的には通し番号では2のAというコース、いわゆる美里村の一部から東恩納を経て昆布のやや北に当たる天願橋橋に出るコースということに一応議会の承認、委員会のほうできまつたということを受けているわけであります。でありますから、先ほど来申し上げておりますように、これはものごとの順序、手順の問題でございますので、かつてにアメリカが持ち込んだのだからかつてにアメリカが持ち出せと言った場合には、やはりたいへん心配ごとの起こるわけでありますから、持ち出さなければならぬ、しかし、そのためには沖縄県民の、そして琉球政府の納得するルートを通ることである。それをアメリカが賛成し、そのルートの建設に協力することであるという順序を経てきておることでございますから、これを米側にいましてルートを決めてもらいたいと言わなければならない、そういうことはかえって問題を起すものでありますから、やはり根気よくいまいの手順を踏んで目的に一つでも早く近づかなければならぬと考えているところでございます。

○喜屋武眞榮君　そこで、コースの問題につきましては、一応琉球政府の行政府としまして、ま

た立法院としまして、同意を得たように聞いておりますが、ところが問題はそのコースの問題ではなく、先ほど来論じられております十七日の琉球政府としても再検討しなければいけないという、こういう羽目に追い込まれておるわけでございますが、この七つの項目について、このあたりでさらに決意をされて、具体的にその内容を盛り込んでいく。そして安全というところは運び出す側にあるのではなくして、住民側の立場からの安全というところにしぼられてくるわけでありますので、そのためにはというところでこの七つの項目が新しく打ち出されて、アメリカ施政権者にも日本政府にも来ておるということでありまして、そこで、この七項目の実現のために県民を、住民を納得させる、これなくしては納得しないであろうし、それで期間をずらしていくと、その中にまた県民のあせりがますます輪をかけて収拾のつかないことになってくると、こう思います。このあたりで総務長官もさらに決意を新たにされて、外務大臣と一緒になしまして、この項目の実現に当たる、こういう御決意があらわでしょうか、どうでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君)　もちろん決意がございすし、そういう努力をいたしますが、どのルートにするかは、やはり琉球政府、琉球の立法院議員、こういう民意を代表するところできめていただきますと、本土政府のほうで五万分の一の地図を見てルートを決めて、これでというわけには本土政府としてもまいらない。やはり地域の住民の人々の問題だと思っておりますので、そのルートについては主席も一応七案を持ってこられて説明されましたけれども、たとえば具志川市案というのは西海岸に出たルートなんです、ところが具志川市は東の海岸ですから、みんな自分たちのところを通らない案を出しておるわけなんです。だからみんな、自分のところを通らない案を出しているわけなんです。主席とも笑いながら話をしたわけですけども、それはみんな同じ心理状態

だろう、しかしまあ、かといって飛行場から飛行機で積み出すという手がないでもないけれども、しかし、もし落ちたらどうなるかという心配もまた起るわけだから、やはりどこかのルートを、御苦労だけでも、よく地域住民と話し合つてきめていただきたいということでお別れをしておるわけでございます。その意味では外務省を通じて努力はいたしますが、ルートの決定を私どものほうでやるというところは、やはりまた米軍がきめるのとは別の意味の問題を提起することになるのではないかというふうに考えておるわけでございす。

なお、喜屋武議員への答弁の途中で時間を取ることにありますが、先ほどの御質問の中で、うちの首脳部が、記憶がないと申し上げておりましたが、書類に首脳部が全部判をつきました書類がいま出てまいりました。これは一応秘密事項となつておるようでありますが、たいしたことではありませぬから……こういうようなことが明らかになつております。

一、ルート変更には米H E W 医務総監の新たな承認を必要とするが、陸上ルートのみの変更はそれほど時間がかからない。しかし、機橋をつくることになれば——ここからは別の話ですが——六―七カ月の調査期間を必要とする。第一次移送では医務総監は五名からなる調査団を三回にわたって沖縄に派遣し、承認まで計十カ月を要した。

二、移送隊は五―七台の五トントラクターとS P トレーラーのほか、予備車両、レッカー車、化学消防車、技術班護送専用車、救急車、消防車各一台と、M P 車数台で構成する。ガス弾の混載はしない。

三、移送回数——この場合は第一次ルートを前提としてこうなつておるようであります。一日に五―七回で、日中のみ行なう。この計算では一隻の船積み期間は七日―十日かかり、総撤去には八―十週間を要し、使用船舶は五―六隻となる。——船の大きさは書いてございせん

た。

あとは、もしルートの変更の際は、新たな再検証と申しますか、医務総監でありますから、これは省略され得ると考えられるというようなことがちよつと書いてあります、船のトン数は書いてありません、五―六隻を使用ということになつておるようであります。

○渋谷邦彦君　これからの日時等についてはどうなんでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君)　それは、この前提でもおそくとも夏の終わりがるまでに撤去するということの内容でございます。

○喜屋武眞榮君　そこで、コース決定が沖縄で難渋しておりますというところは、結局、繰り返すようでありまして、安全基準がアメリカにおいて行なわれておる。その安全基準と沖縄で従来いわれた安全基準に対するそのズレがある。そういった安全基準を明確にしてもらつて、そして、その安全対策を住民の側からとらえていただいてそれを公開する。これに尽きると私は思います。そういう面からこの問題をひとつ一日も早く、一刻も早くこれを実現していただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君)　いままで米側の正式なものという方としては、移送は安全である、したがって住民の避難その他の措置は必要ないということを公式に言つておるようであります。一方、アメリカのそういう場合の避難基準といふのは、私が先ほど読み上げましたオレゴン州の関係地域住民の質問に答えて、もし次のような状況のもとでガスが漏れた場合はという意味で二十マイルという表現が使つてあつた。これはしかし、事故が起つたときのことを言つておるので、しかも、その問題は実行に移すことなくして終わつたから、それはアメリカの州の段階であつても基準となつておるものでもないし、軍の安全基準でもないという態度であるようでありまして、しかし、もしアメリカでそういうような事故があつた場合は、平地であつて暑くて風があつたというよ

うな条件であつたとしても、そういう場合においても沖縄において平地でなく山岳地であつた場合はどうするかというふうないろいろのことを考慮して、アメリカにもない基準であるとはつきり言つておるわけであり、米側との間で相談をして新たな基準というものができればそれにこしたことはない、また、日本側としてもアメリカ側の実際のそういうガスの性質その他をよく聞いて、そうして、これならば安全であるという基準がつくれるならばつくつてみたいと考えておりますが、しかし、先ほど来渋谷委員ともやりとりしましたように、なかなか専門家がおりませんので、これはたゞして絶対安全かと言われると、この問題については「絶対」ということばを使えるものはないだろうという性質のものであるということでございますので、アメリカ側では、いまはないと言つておりますけれども、一応回答らしいものを質問に対して寄せたものをかりに安全基準とすれば、それを沖縄の場合に当てはめた場合どうなるかという問題を検討して、私も独自の作業もやつておりますけれども、それではむづかしいでございますから、やはり対米ルートの専門家の話し合いということになるべくそういう方向の解明ができるように努力をいたします。

○喜屋武眞榮君 それで、この撤去の実際の責任は、これはアメリカ側にあることはおつしやるまでもありませんが、県民側が場所がきまつて、そして運び出す段になれば、われわれとしてはその費用の一切はアメリカが負担すべきである、こう思います。ところが長官は、これがきまれば費用の半分は負担してもいいということを公言されましたが、それはどうもわれわれとしてはまことに妥当を欠いておると、こう思うのでありますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私どものほうも出さないで済むことを望むわけです。出したいわけではございません。しかし、アメリカ側は新しく金をかけて道路をつくることはしない。しかしながら、

新しいルートが必要であるとしても言われるならば、それに対して検討を相談に乗ろうと、こういうことでございます。結局アメリカとしては、ジョンストン島に一千二百万ドルという金をかけて突貫工事で一万三千トンのガスを収容する施設をつくり上げた。現在運び出せるルートがあるのに、これ以外に新しく現地で金を必要とする作業をしなければならぬということとはアメリカの内部事情で許されないのだというふうな含みのある話でございましたから、それならば、われわれ本土政府としても沖縄県民の安全のために一日も早く撤去してほしいし、やむを得ない措置としてわれわれも協力するにやぶさかでない。半分くらいはこつちで持つてもいいという話をしたというところでございます。でありますから、われわれ本土政府は、もしアメリカが、金がないから、ルートは承認するがその建設については知らぬといふような態度をとる場合には、その場合においてももつと前進した本土政府の姿勢を示して工事を完了させる必要があるのではないかとこの危惧すら抱いておるわけでありまして、アメリカ側が持つてに持ち込んだのだから持つて持つて出て行けと言ふのはあまりにも危険である。そのためにこそ新ルートをつくらうという努力をしていくわけでありまして、そのルートをつくることの作業に財政的な面において協力しないということであれば、その陸路はこれは本土政府において協力して打開しなければならぬ陸路であるといふ意味のことでございますから、アメリカに、お前さんの金で道路をつくらうと持ち出すべきであると言つてみても、アメリカ側はうんと言わないだらうというところでございます。

○喜屋武眞榮君 この問題はもうほんとにあせりを感じてなりません。いままでもそれぞれの立場で一生懸命にやつておられるとは思いますが、ぜひひとつこれが具体的に突になるように「そのひとつ御努力を要望したい」と思いますが、御決意をひとつ。

○国務大臣(山中貞則君) 私は沖縄復帰の時点に

において、もしじぜん日をむなしゅういたしたために毒ガスがなお沖縄に残つておるといふ最悪の事態を絶対につくつてはならない。アメリカ側がいま、夏の終わりにジョンストン島に全部移送できるということを表明しております以上、米側の理由によつてのみこれが復帰までにおくらせることは大体ないという見通しはつたわけでありまして、そのために本土、沖縄政府が一緒になつて対米折衝をやつて、アメリカ側も琉球政府、住民の納得をする手段を発見をして、これはすみやかに撤去しなければならぬということが何にもかえがたい大前提であると思つております。そのためには、その目的達成の前提は、いかなる場合においても住民が絶対安全であるといふまたもう一つの前提条件を備えたものでなければならぬという決意でございますので、大体、喜屋武議員の御意見と私は変わつていないと考えてくださつてよろしいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 次に、問題を別にしまして、復帰も差し迫つておるこの時点において、この日米の返還の調印、さらには臨時国会も目前に迫つております。こういう状況の中で、その基本要綱である第一次返還要綱、これも具体的にもう煮詰めていかなければならない時点に來ておる、第二次の要綱の発表もまだだといふ、こういういま現状であります。一体第二次の返還要綱はいつ発表される予定でありましようか。

○国務大臣(山中貞則君) 私はなるべく早く全容を明らかにして沖縄県民のそれぞれの個人の立場、あるいは自分たちの職業、会社、職域、こういうもの等についてそれぞれの立場において復帰後はどうなるのだという見通しと決意、そういう安心感というものをすみやかに与える責任が本土政府にあると考へて急いでいるわけでありまして、そこで当初は、三月の下旬に閣議決定をする予定でありましたものも、琉球政府側との間に詰めがいろいろむづかしいやうございまして、そこで三月の九日ないし十日ごろと思つておりましたものもずれましたし、十九日の閣議決定と思つておりましたものも、その後、沖縄に対する国の行政機構の問題と税制の問題その他二、三の点で積み残しが出ましたので、これらを三次に移行することは結論が出ましたのでいま作業中でございますが、十九日の閣議決定ということがはたしてできるかどうか、ちよつとあるいはおくれるかもしれないと思つております。きょうはもう十九日でございますから、きょうは間に合はなかつたわけでございますが、その意味ではおくれしていることは申しわけないと思つておりますが、おくれした理由は、琉球政府との間にあるいは沖縄側との間に意見のそこがあるまま閣議決定に持ち込むということをやつておるためにおくれしているのであるといふこととでございますので、どうしても積み切れないなと思つた問題はもう落としましたから、来週の火曜日の閣議にはきめたいといふつもりであります。

○喜屋武眞榮君 沖縄の問題は、切実な要求の項目は大体この立法院の決議の中にも盛り込まれており、たびたび要請されておりますが、その未調整のものとは、こつちやつておる第二次から除外されたもの、第三次に回されたものもなるものは何なのか、その調整がつかない理由は何なのか、そういうことについて。

○国務大臣(山中貞則君) まず第一は、行政機構の問題で、今回の第二次要求で意見が一致しましたものは、県知事、県議会議員、市町村長、そういうものはこれは問題なく意見が一致したわけでありまして、問題は、復帰後の沖縄県というものの所管する専門の窓口になる役所を必要とするかしないか。まあ、これをかりに仮称沖縄対策開発庁という名前であつて呼ぶことにいたしますと、沖縄開発庁をつくるべきであるかつかうべきでないか。そのために、まあ表裏の問題であります。沖縄の現地に先機関をつくる必要があるかどうか。総合出先機関のことでありまして、これらの問題について意見が極端に分かれておるわけではございません。私どもとしては、これは沖縄県

の出発第一歩に本土政府の予算を決定いたしました時点において、本土の各県はその年の自分たちの県の予算は幾らであるかという事はわからないわけですね。配分計画その他もありましょうし、特別交付税等を含めれば、年度の終わりにならなければ最終的にわからない。ことに沖縄において特交の占めるウェイトは非常に大きなものになるであらう。そういう未知数のものを残して当初予算というものを果は組むわけでありませう。そういうような状態に置いていいかどうか。各省とばらばらに折衝をして、あるものは六月、あるものは七月、あるものは九月というふうになんたなきまわつていくようなことではないだろうか。特別法はたくさんつくりますから、それによつて補助率その他の特例はできても、予算そのものが、十二月末に予算がきまつたときに、沖縄県の来年度の予算は幾らであるかということがわからないような予算編成でいいだろうかという心配を私どもとしてはするわけでありませう。その意味では、やはりいままでのように、沖縄側からいへば苦情の持つて行く先、私どもから申し上げれば、沖縄の方々へお世話申し上げる窓口という役所が要るのではなからうかというつもりであります。これについてはやはり沖縄の自治の自主性というものを侵害されるのではなからうか。まあ、きたなく申し上げると、革新自治というものの対して本土のほうの保守政権というものの圧力というものが中央集権的に作用する役所になるのではなからうか、いわゆる自治権を侵害されるのではなからうかという意味の意見も一部ありますし、新聞等においてそういうことが、これは氏名を明らかにした投稿でございませうけれども、明確にそういうことを言つておられるわけでありませう。まあ、それらのことは一応の御心配でございませう。それが、私どもの真心がわかつていただいて氷解をいたしますならば、沖縄のために私は開発庁というものが置かれたほうがよろしいと考えております。しかし、これは意見が一致しませんから二次から落しました。出先機関については、

本庁が一本であつてそして出先も一本であるという表裏の問題もございませうが、さらに各県並みに、ことに沖縄は離れておりますから、各県並み以上に多くの出先機関がばらばらにばい行きまして、各種の許認可業務からサービス行政その他について、沖縄県民の方々が数多くの本土の出先機関に行かなくてはならないというふうなこともまた不便ではなからうかという意味で、沖縄の出先機関を、独立していなければならぬ性格のもの以外、なるべく同一の庁舎の中に総合出先機関として置くことによつて、沖縄の県民の利便、そして沖縄県の行政の、本土まで一々来なくても現地で済むような、繁雑さを現地で処理するというサービス行政のためによろしいのではないかと思つております。これまた同じように、開発庁に対する見解とは類似した立場においてのまだ疑問があるようございませう。立法院の決議というものはいたいたわつてあります。沖縄側においてはの与党である革新各派の方々はその決議に賛成しておられますので、琉球政府の要請としての形はまだ受け取つておりません。そこらのところにも、まだもっとよく話し合う必要がある問題だと、こう考えておりますので二次から落としたわけでございます。

第二点は、大きな柱は税制でございます。税制の問題は、国税、県税、地方税については、それぞれ若干の問題点、たとえば電気ガス税を新たに設けなければならぬ場合、沖縄において離島における時間送電等の場所については、これはやはり料率なり控除なりというように特別の配慮をしなければ、昼夜送電のところと同じ税金を取つちやいけないうような問題等もございませうから、そういう個々の配慮はいたしますが、まあ大体、町村税であつた事業税とか不動産取得税を県税に移す問題とか、県民税を起す問題とか、ほほ話はつきやすい問題だと思つてすけれども、問題は、現在一國の状態を形成しております沖縄の状態というものが、関税という名前こそ使つておりますが、外国に向かつては関税に匹敵する

物品税というもので、ある場合においては非常に安い関税あるいは無関税等によつて原材料や県民生活のいろいろな物資を入れておられるわけでありませう。また、現在本土との間に、同じく物品税という名の本土との間の関税というものの障壁というものがまた日用品まで含めてありませう。これらの問題の処理が非常にむづかしいございませう。要するに、関税を含む間接税というものの議論がまだ一致いたしてありません。この裏にはまた、沖縄で二十数年の辛苦に耐えて築き上げられた地場産業というものが、本土の企業の類別からいへばほん小さい零細企業クラスが規格として大部分でありますから、本土と全くかきねを取つた場合にはたしてそれがやつていけるかどうかについて大きな不安があるわけでありませう。そうすると、それらの不安に対して私たちは回答を示さなければなりません。今度県民の生活、日常の生活において、消費物資の、本土ならば安く買えるけれども、復帰したけれども沖縄はどうか高いんだというふうな、いわゆる沖縄県民のみの物価高という問題も招きやすい関連性のあるものもございませうから、これまたやはり、いづれをとるかという取捨選択の問題と、どの程度までやつたらいいかという限界の問題等がありますので、これらの問題も落としたわけでございます。なお、対米折衝を要する問題であつて、しかし、まあ方向はきまつておるからといつて書き込んだ問題は、今回の沖縄振興開発公庫というものの骨格は、現在の民政府の開発金融公庫というふうなことになることを含みにしておるわけでございますが、その他の、いま二つ——水道と電力とがあるわけでございますが、ことに電力の問題について、沖縄側としてまだ民間五社の考え方——本島に関する限りの配電五社ですが、その民間でやりたいという考え方と、民間でやる場合において琉球政府がどうするといふ、その間の関連がなかなかちよつと一貫性を欠くものがございます。本土政府からは、いかなる金額で引き継ぎをしよう

も沖縄県に対しては無償で渡すことはこれは当然の前提としておりますけれども、そのあと民営となりますと、無償というのとはなかなかわずかしい。ということとは、それによつて利潤を上げるための営業行為を行なうわけでございますから、その間の問題点がまだ解決されておらないという問題が一つであります。それから、その場合においても新しい発電、送電等は電業法でなつてもいいし、そしてまた、その配電五社が七月一日に合併して沖縄電力をつくつても、離島の電力をいよいよ込むことはごめんだというふうな問題等がございまして、やはり本土としては新しい電力需要にどのように対応していくかということも、事、電力に関してはほつておけない問題でもありませう。また、離島電力といへども、離島の人々はしよがないのだと言つてほつておける問題ではございませう。そういう意味において最終的な調整ができません。三次に落としたといふこととでございますが、まあ、あとまだいろいろございませうが、おも立つたところはそういうものでございませう。

○委員長(米田正文君) 喜屋武君に申し上げますが、予定の時間ですから、まとめてひとつ最後のところまで……

○喜屋武眞榮君 それでは、時間もないようでありませうので、まとめて最後の質問をいたしたいと思ひます。

まず一点は、いままで琉球政府側から要望されたもの、あるいは日本政府側から打ち出されたものをいろいろ総体的に見まして、特にこの復帰後における沖縄の農業振興これが非常に大きな問題だと私は思つておりますが、その面からの振興策が非常に比重が弱いような気がいたしまして、そのことについて長官の抱負をお聞きしたいというところが第一点。

次に、これは立法院の要請の中にも切実な問題として出ておる中の一つであります。全軍労働者の解雇者に対する退職金の増額と早期支給、このことを強く訴えておりますが、その実情

はどうなっておりますかという点。
第三点は、沖縄の長期経済開発と新全国総合開発及び新経済社会発展計画ですか、それとの結びつき、関係はどのように吸い上げられておるか、また、それに対する構想はどうお考えであるかということ。

最後に、前から琉球大学の職員が日本学術会議への加盟について正式な要望があるわけであり、これは時間的な問題がありまして、この三月に法改正が行われ十一月の選挙に間に合わぬと、こういった条件があるわけですが、これが順調に進んでおるやにお聞きしておつたんですが、いまだという状況になっておるのであります。以上まとめてお聞きしたい。お答え願いたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 農業振興策の基本構想というのはいへん大きくなりますから、基幹産業に上りて申上げますと、今回分みつ糖については本土復帰とともに沖縄産糖の特別買入れ措置法を廃止すれば本土並みの条件になるわけでございます。奄美大島と同じ条件になるわけであり、その際でも問題として残るのは、種子島から与那国に至る、あれだけの長い、気象条件の異なる条件下における熱帯性作物のキビについて、一本価格の買入れでいかどうか。この事業買入れ価格等の問題については、本土法をどうするかという問題が一つ背景にあるわけであり、これは全般的な問題でございます。現在より悪くなるわけはないというところはわかつておるわけであり、現在では琉球政府限りで保護をしていて、復帰後は、現在の本土法にない黒糖の保護がありますが、含みつ糖についてはいろいろ議論が分かれまして、農林省としても自信が最終的に持てなかつたわけであり、しかし、現在琉球政府でござりまする含みつ糖地域の一本価格の原料告示、並びにそれに伴う企業に対する一問接的には生産者であります、五十万ドルの琉球政府の財政措置をもつてする救済措置、これについて本土政府が復帰後引き続きめんどう

を見ていくことによつて、黒糖というものについて、一応の安心感を持つてもらいたいという気持ちでござりまするわけであり、

バインについては、一応果樹振興法ということと考へておられますけれども、それだけでは、現在琉球の原料価格の告示で、バインの果実の直径の大ききによつて価格が分けて告示されております、いわゆる生産者の、告示による価格の保障、この問題が果樹振興法では目的が達せられませんが、これらの点をどうするかということをもまだ詰め残しておるわけであり、また、復帰後といへども、バイン産業全体を通じて、現在よりもマイナスになることは、すなわち、現在バインを組んで商社の手を経由して本土の商社は沖縄のバインを買うつと同時に、外国の台湾その他のバインも買うつ商社でありますから、そこらの思惑がからみ合つて、なかなか価格、数量、引き取り時期その他について、通産省の段階で毎年ごたごたしておりますものが、今度は国内市場になるわけであり、琉球農産等の窓口で相互の組合が一本になつて出荷その他の手段を講じますならば、自分たちの国内市場としての、十分のいわゆる商業の原則に成り立つた市場獲得の展開が容易になるという意味では前進だと考へておるわけでございます。

なお、農業に關係しては、今回落しましたものの中に農林漁業の役員共済の問題がござりますが、これは全般的な問題でございます。現在、これは全般的な問題でございます。現在より悪くなるわけはないというところはわかつておるわけであり、現在では琉球政府限りで保護をしていて、復帰後は、現在の本土法にない黒糖の保護がありますが、含みつ糖についてはいろいろ議論が分かれまして、農林省としても自信が最終的に持てなかつたわけであり、しかし、現在琉球政府でござりまする含みつ糖地域の一本価格の原料告示、並びにそれに伴う企業に対する一問接的には生産者であります、五十万ドルの琉球政府の財政措置をもつてする救済措置、これについて本土政府が復帰後引き続きめんどう

料を外国から持つてまいりまして加工して貿易で生きていく日本として原材料の輸入先の東南アジア、中近東に一番近い場所であるという意味であります。それと、気候の上の亜熱帯性の地域であるという二つの条件を有利に生かし、そして農林漁業というものを含めて、漁場の中に沖縄があるというその条件を文字どおり有利に駆使して、本土の漁業者が太刀打ちできない、漁業の自給自足の果であり、本土市場に対して沖縄の漁獲物がどんどん入つてくるような沖縄漁業にしなければならぬということを考へておるわけでございます。

なお、将来は畜産等も考へていかなければなりません、黒糖のキビのバガス、あるいは梢頭部トツブと言つております部分の飼料としての価値は非常に高でございますし、沖縄においては牧野改良のいかによつては一年じゅう優良な牧草が育つわけであり、こういうような条件を利用して、現在二万八千頭ぐらいの肉牛をどうしても十数万頭まで底辺を広げまして、そして、産地処理工場をつくつて、コールド・チェーンも、カーフリーの戻り船として冷蔵コンテナで消費地にこれを運んでいくような有機的な、キビやバインの農家は必ず畜産をやる、畜産をやる農家は必ずキビやバインを植えていくという農業形態にしていきたいと考へますし、なお、くだものその他のミカエ類、ウリミカエ、ミカンコミカエ、こういうもの等につきましても、大体本島においてはウリミカエはいないというところが農林省の一年間の調査でばわりましたので、大体復帰前においても、沖縄の本島においてつくられたメロン等、かんきつ類等は、本土のほつちり無検査で大体運び出せるような状態ができておりますが、これを久米島、あるいはその他の宮古、八重山等の、現在ミカエの生息しておりますところを、奄美大島のように徹底的に駆除いたしまして、優秀な熱帯性の、しかもキビとかみ合

わせないで、これを本土の市場に高価な、優秀な反収をあげるものとして位置づけたいということがあります。

であるかと思つてあります。

なお、まだ具体的に検討いたしてありませんが、本土のほうがかつて想像もしなかつた生糸の輸入国になり下がつております。ところが、沖縄は非常に養蚕において適地が多いのでございまして、いまのような、かつて戦前の生糸の輸出の王座を誇つた姿から衰へた転落をいたします姿を見るにつけて、外国から輸入して外貨を払つてまでその輸出の地位を確保し、国内市場のために生糸をやつておる日本の養蚕業というものを、沖縄に対して、新しい活路が沖縄のために求められるのではないかと、本土のほうもそれに対して望むところという、いわゆる足らざるを補うという意味において非常に有望ではなからうかという見解をちよつといま聞いておるわけであり、具体的には、私の手元で最終的に技術その他の検討をして、だいたいようぶという確信をつかむまでに至つておりませんが、沖縄における絹のかすりや、あるいはつむぎ等について、原料の糸が地場の特産物としても相当消費されるわけであり、それから、一石二鳥ということにもなりますので、その意味において、養蚕もこれからは考へられるのではないかと、このあたりを考へておるわけでございます。

第二の、全軍の解雇者、不幸にして解雇された方々の退職金については、現在のところ、先般措置いたしました六億三千万円、これは年内の金額でございますが、四十六年度もそういう条件で進みます以外に、再就職のあつせんその他の費用以外に、直接一人一人にお渡しする金としては、ちよつといまのところ考へられないわけでございますが、問題は早期支給という問題で確かに問題がございまして、これは私どものほうは、沖縄側に支出をすることを決定いたしますれば、それでいつでも出せるわけであり、また、大蔵まで含めて決定するわけであり、また、出せるのであります、沖縄側としても無理ないことに、一体このだれが、いつから、どんな月給をもらつていて、何年つとめていて、そして退職金

を幾らもらって、差額が幾らであるかという、その計算に非常に苦労しておられるようであり、そのために若干支給がふられておる点が事実でございますので、これらの点は事務当局にもかねがね、やめた人たちに對してはせめて退職金の、本土のほうから支払う分の支給がふくれないように、事務的に督促をいたして努力をさしておるところでございます。

それから、新全総と沖縄の位置でございますが、これは第二次要綱に考へております文章でございますが、「新全総総合開発計画および新経済社会発展計画については、復帰後所要の改訂および組入れを行なうものとし、この場合、新全総総合開発計画に沖縄をブロックとして取り扱う。また、計画の改訂等にあたつては、わが国土に沖縄地域が加はることによりもたらされる価値を明確にするとともに、わが国の最南端に位置する亜熱帯地域の特性を生かし、産業の開発、環境条件の整備保全および交通通信体系の確立を図ることにより、沖縄地域の発展と豊かな社会の建設をめざすことをその基本的な方向とする」、こういう言い方をしたいと思つております。これはまあ意見が一致してゐるわけでございますが、本来ならば九州ブロックということになる予定でございまして、しかし、たびたび私が申し上げておりますように、先ほどの農業のところでもちよつと触れましたように、日本の一番南にあるという有利な条件と、それから日本唯一の純離島亜熱帯地域であるという条件を生かして、これを最も有利な新全総の展開の新たな付加価値にするという意味において、これからそのブロックに組み入れる作業をいたしたいと考へておるところでございます。

さらに最後の、学術会議の選挙に対する沖縄の科学者の参加の問題でございますが、私も公的に予算委員会において、今国会に提出し、しかも、三月末の一応の受付締め切りまでに衆参両院を通してもらうようお願いをするつもりであると申し上げておるところでございます。いまもそのつ

もりでございますが、私どものほうの党の手続でいまだに最終的に閣議決定ができていないのであります。ことをたいへん申しわけなく思つておりますが、なお、来週急ぎまして国会に提案をいたしましたならば、すみやかに衆参両院の格別なる御審議と御可決の措置をお願いをしたいと考へておる次第でございます。

○委員長(米田正文君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の無条件全面返還等に関する請願(第一三八四号)(第一四二七号)(第一五五五号)(第一六〇一号)

一、沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願(第一六〇二号)(第一六一四号)

第一三八四号 昭和四十六年二月二十七日受理

沖縄の無条件全面返還等に関する請願(七通)

請願者 東京都文京区小石川五ノ一九ノ一 七 工居健二外六十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

沖縄の無条件返還と平和で豊かな沖縄の実現のため、危険で屈辱的な「返還協定交渉」と「復帰準備」作業をただちにとりやめ、左記の措置を講ぜられたい。

一、サンフランシスコ条約第三条、第六条を破棄し、米軍基地を撤去し、米軍を撤退させること。

二、核も基地もない、沖縄の無条件返還協定を締結すること。

三、米大統領行政命令、布令、布告などの占領法規を全廃すること。

四、米軍占領支配の全期間にわたる損害を全面的に補償し、米軍資産を無条件に譲渡すること。

五、米企業に対する特権を廃止し、公害企業の進出をやめ、県民の要求に基づく「沖縄県復興

のための特別措置法」を制定すること。

六、自衛隊の沖縄配備をやめ、県民の基本的権利を保障し、民主的の地方自治を確立すること。

七、本土・沖縄間の渡航制限を撤廃し、従来の自由を実現すること。

八、毒ガス、核兵器を全面撤去し、裁判権、捜査権の「琉球政府」への移管を即時実現すること。

九、日米安全保障条約を廃棄すること。

第一四二七号 昭和四十六年三月一日受理

沖縄の無条件全面返還等に関する請願(五通)

請願者 埼玉県川口市並木町一ノ二二六ノ三 菅野一郎外二十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一五五五号 昭和四十六年三月三日受理

沖縄の無条件全面返還等に関する請願(五通)

請願者 東京都世田谷区深沢町八ノ一二ノ七 小堀規雄外四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一六〇一号 昭和四十六年三月四日受理

沖縄の無条件全面返還等に関する請願(六通)

請願者 東京都江東区森下町二ノ三 橋本代志子外五十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一三八四号と同じである。

第一六〇二号 昭和四十六年三月四日受理

沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東大島字六ノ坪二五七 新垣永珍外二十九名

方地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令(第十五条)の規定による手数料、同じく政令第三条による住民票の手数料、写真の撮影費用、申請並びに交付を受ける際の交通費と日当を還付するとともに、精神的苦痛を受けたことに対して慰謝料を支払うよう、当局に勧告された。

理由

沖縄が日本の一部であることは国内的にも国際的にも判然とした事実である。ところがその沖縄には他の都道府県と違つて旅券にかわる身分証明書を持たなければ渡航できない。これは本土在住の沖縄出身者にとつて長年にわたる不満事である。私たちは沖縄渡航に際して身分証明書の発給を受けなければならぬことを認めるわけではないが、種々の渡航を必要とするやむを得ない事情のために不本意ながらも身分証明書の交付を受けているのであつて、私たちにとつてはまったく差別的な取扱ひである。また、身分証明書の発給申請から交付を受けるまでの間に、手数料などの諸経費を支払わなければならず、交付官庁へ出頭するため仕事を休まなければならない損失を含めると、経済的にも大きな負担と犠牲を強要されている。このような不平等、差別、犠牲は当然排除されるべきであり、私たちが受けたいふさしい経済的損失、精神的苦痛に対しては政府が責任を持つて措置すべきである。

第一六一四号 昭和四十六年三月四日受理

沖縄渡航に関する身分証明書の発給申請及び交付の際の手数料外諸経費の還付等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市下坂部字宮の前二二三ノ四 野原信徳外三十二名

紹介議員 藤田進君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。